

令和6年第4回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 令和6年12月16日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	松 井 孝 恵
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	樫 木 正 行	12番	大 石 哲 雄

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事 務 局 長 樫 山 裕 子 主 幹 山 根 愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総務課副課長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振興課副課長	山 根 康 生
税 務 課 長	芝 健 治	税務課副課長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	三 浦 誠	住民課副課長	笠 松 由 希
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福祉課副課長	平 岩 晃
福祉課副課長	坂 本 真理子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	谷 本 和 久	建設課副課長	樫 本 貴 寿

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局 副局長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	芦 口 正 史		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 6 号 令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 議案第 7 8 号 上富田町食育推進基金条例
- 日程第 4 議案第 7 9 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 5 議案第 8 0 号 上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 8 1 号 上富田町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8 2 号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について
- 日程第 8 議案第 8 3 号 令和 6 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 9 議案第 8 4 号 令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 0 議案第 8 5 号 令和 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 8 6 号 令和 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 8 7 号 令和 6 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 8 8 号 令和 6 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 8 9 号 令和 6 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 9 0 号 令和 6 年度上富田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 91 号 財産の処分について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 4 回上富田町議会定例会第 2 日目を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 一般質問

○議長（松井孝恵）

日程第 1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

7 番、家根谷美智子君。

家根谷君の質問は一問一答方式です。

まず、木材利用による脱炭素社会への取り組みについての質問を許可いたします。

○7 番（家根谷美智子）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

まず、木材利用による脱炭素社会への取り組みについて、まちが実施している脱炭素への取組をお尋ねいたします。

近年、全国内で気候変動によるゲリラ豪雨や線状降水帯、毎年記録を更新している夏の猛暑などや異常気象による農作物への影響など、自然災害が年々増加傾向にあります。これらは、全世界でも問題になっている地球温暖化による気温の上昇が原因と言われていますが、その対策の一つに脱炭素が上げられています。この脱炭素とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量をゼロにしようという取組のことを言い、日本では環境省が 2050 年に向け二酸化炭素の排出量と吸収量を均衡させ、排出全体を実質ゼロにする目標を掲げているカーボンニュートラルという単語は、皆さんも聞きなじみのことでしょう。

各自治体でも様々な取組で、地球温暖化対策をされているところですが、上富田町では対策について、具体的にどのような取組をされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（松井孝恵）

住民課長、三浦誠君。

○住民課長（三浦 誠）

おはようございます。よろしくお願いします。

ご質問にお答えします。

上富田町では、令和３年度から令和１２年度までを計画期間とする第５次上富田町総合計画を策定しています。

施策の一つとして環境保全の推進があります。一般家庭からのごみについて、分別収集を住民に周知しごみの減量化を促進しています。また、地域での資源ごみの拠点回収やリサイクル活動の取組も推進し、循環型社会構築を目指しているところです。

町の庁舎においては、照明機器をＬＥＤ照明に切替えを行い、エアコンの使用の際には消費電力を抑えるように設定の温度の調整や、職員においては、就業前や昼休憩時には室内の照明を消灯することで消費電力を抑え、一人一人がタブレットを持ち、会議資料等において電子化とペーパーレス化に取り組んでいます。

また、令和６年３月に上富田町地球温暖化対策実行計画を策定しました。これは国が定めています地球温暖化対策法第２１条第１項に基づく地球温暖化対策計画に即して、町、地方公共団体が実施している事務及び事業に関して、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化など取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定する実行計画です。

なお、この実行計画は、全ての地方公共団体に策定義務があるものです。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

振興課副課長、山根康生君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えします。

現在、町が実施している木材利用の脱炭素の取組についてですが、木造住宅の建築に係る紀州材の使用に対し補助を行う上富田町紀州材活用住宅支援事業、こちらについては令和４年度から実施し、令和６年１１月末現在での実績が７４件、また、令和４年度に市ノ瀬キャンプ場トイレ棟の建築にも紀州材を利用しています。

今申し上げたのは、森林環境譲与税を活用した事業となっております。今後についても脱炭素社会に向けた取組として、木材利用の事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○ 7 番（家根谷美智子）

ただいま上富田町からの答弁がありました。ごみ対策、LEDへの変更等、木材利用に取り組むこともされていることをお聞きしました。

次に、公共建築における木材利用についてお尋ねします。

令和2年の上富田町議会定例会で、正垣議員が、環境省が呼びかけるゼロカーボンについての一般質問をしています。その中で当局側は、ゼロカーボンシティ宣言はせず、広域的に県や周辺市町と情報共有しながら前向きに取り組みたいと答弁しています。

また、そのときに地球温暖化防止対策についての基本計画が上富田町にはまだないと言われており、先ほど住民課のほうからも言われましたその基本計画ですが、上富田町地球温暖化対策実行計画事務事業編として出されております。

内容については、計画の目的、また、その期間に目標と達成に向けた取組などが掲げられています。この計画の中では、公共施設などの町有建築物について、施設の省エネ化、再エネ化の活用の項目で、施設新築、改修時には環境に配慮した工事を実施することで、環境負荷の低減に取り組むと記載しています。

林野庁から、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物における木材の利用の促進に関する法律が、今までの一部改正と題名も一部変更され、令和3年に成立、施行されました。

この施行記念シンポジウムで、建築家の隈研吾さんが、木は日本の経済、文化を回すOSである。木を切って使って植える。木材が果たす貢献は、排出されたCO₂の吸収、固定を行い、持続可能な森林循環を生んでいると木材利用の意義を訴えています。

先日、委員会にて、上富田中学校の屋内運動場、体育館ですが、建て替え計画の話がありましたが、今後、施設建築に向けては、こういった地球温暖化対策への実行計画を鑑みた新築工事に向けて、木材利用は重要になるだろうと思われそうですが、まちの方針はいかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

教育委員会事務局長、瀬田和哉君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えします。

議員ご質問の上富田中学校体育館につきましては、現在、熱中症対策、また、災害時の避難所として、利用も含め、そういったことも視野に建て替えに向けの協議を進めているところでございます。

先日の総務文教常任委員会では、具体的な建て替えの時期につきましては、財政的な面もあり説明を行いませんでしたが、必要とされる用地の取得について、先行取得とい

たしたく、次年度の当初予算へ計上する旨、説明させていただいております。

また、現在和歌山県では、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第11条第1項の規定及び建築物における木材の利用の促進に関する基本方針に即し、和歌山県木材利用方針を定めています。

県では当方針に基づいて、低層、高さが16メートル以下、かつ階数が4階未満で、床面積が3,000平米以下、これ基準、例えば建て替えを朝来小学校ぐらいの規模としますとこの基準の範囲内に該当してきます、の公共建築物は原則木造とし、低層建築物以外の建物であっても、木造の耐震性能及び防火性能等に関する技術開発の進捗状況を踏まえ、積極的に木造化を推進することとされています。

また、中高層、低層にかかわらず、直接または間接的に県民の目に触れる機会が多いとされる部分につきましても、内装等の木質化を推進することも目的とされてございます。

一方、先日、12月4日付の紀伊民報で、串本町の統合小学校建設の入札が不落となり、予定時期での開校に間に合わない記事が掲載されております。予定価格を上回ったことによる入札不落の理由として、串本町の見解では、熊本地震や能登半島地震、大阪・関西万博などの影響で、大型の木造建築を担う大工や技術者が不足していることや物価高騰が原因であるとし、次の入札に向け体育館などを木造から鉄骨造りに変更し、学校全体の木造部分を減らすということも検討されているようでございます。

そういったことも含み、建て替え時の状況にも左右されることもありますが、木材利用できる部分があれば利用できるように研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま答弁いただきましたように、難しいところもあるのは分かるんですが、林野庁より木材利用方針の、先ほども言っていただきました策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化に対し、木造公共建築物の整備への支援施策が出されています。

まちが使える補助金にこういったのも利用しながら、また、串本町のことも鑑みて、建築物ですからなかなかこれでいくとか、いろんなものを試していくというのもできないかと思うんですけれども、木造トラス工法というのもあって、体育館やホール建設も行われているところもありますので、そういったところも研究を重ねていただき、行政

が率先してサステナブルな取組をしていただくようお願いをしまして、木材利用による脱炭素社会への取組についての質問を終わりたいと思います。

○議長（松井孝恵）

これで、木材利用による脱炭素社会への取り組みについての質問を終了いたします。

次に、保育所における子育て支援の役割についての質問を許可いたします。

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

続きまして、保育所における子育て支援の役割についてを質問いたします。

町が考える保育所の役割とは。

私の息子が保育所にお世話になったのはゼロ歳児からでした。当時は田辺市に住んでおり、統合された大きな保育所にゼロ歳児で入所できたのは3人だけでした。今思うとかなりラッキーだったのだと思います。それから途中、上富田町に変わり6年間通わせた保育所について、今回質問するに当たりその役割の大きさに改めて気づかされました。

厚労省のホームページには、保育所とは、保護者が働くなどの理由により保育を必要とする子供のための施設と掲載されています。また、生きる力の基礎を培うことを大切にします。子供たちが集団で生活する場所です。専門性を持った保育士が保育をしますなどの役割も記されていますが、町内全体の保育施設の役割をまちはどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（松井孝恵）

福祉課長、木村陽子君。

○福祉課長（木村陽子）

よろしくお願いします。質問にお答えします。

国の保育指針による保育所の役割として、次の4つが示されております。

1つ目としては、保育を必要とする子供の保育を行い、その健全な心身の発達を図ること。2つ目としては、家庭との連携を図り、子供の発達過程を踏まえた養護及び教育を一体的に行うこと。3つ目としては、地域社会との連携を図りながら保護者及び子育て家庭への支援を行うこと。4つ目としては、保育士が専門的知識や経験を基に子供の保護者への助言や指導を行うことと示されております。

それを受けまして、町立はるかぜ保育所では、一人一人の生きる力をより豊かに、より強く育むために、安心して子育て・子育てができる環境をつくることを保育理念として保育所を運営している状況です。

また、近年は核家族化が進む中、身近な人々から子育てに対する協力や助言を得られにくい状況に置かれている家庭も多くなってきており、子育てに対する不安や負担感、

孤立感を抱く人は少なくない状況です。

保育所においては、育児相談による保護者への支援や、児が保育士や他の子供たちと関わることにより、今後の成長過程において影響を与えるものと考え、保育所で過ごすことの大切さについても理解しております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま保育の4つの指針をお聞きしました。

息子の保育所での6年間、私の子育ての中で本当に長く感じた期間でした。しかし、その役割をお聞きすると、保育所は親子ともに大きく支えていただいた場所だったのだとつくづく実感する次第です。

続きまして、現在の入所状況に入りたいと思います。

令和6年度現在の入所児童数と、また、先日、常任委員会にて報告もいただきましたが、令和7年度の保育所入所申込児童数はどのようになっていますでしょうか。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

令和6年度の現在の児童数につきましては、町立はるかぜ育所では、ゼロ歳児クラス3名、1歳児クラス15名、2歳児クラス24名、3歳児クラス38名、4歳児クラス41名、5歳児クラス36名の合計157名が入所されております。

くまの森こども園では、ゼロ歳児クラス6名、1歳児クラス24名、2歳児クラス33名、3歳児クラス50名、4歳児クラス40名、5歳児クラス46名の合計199名が入所され、そのうち幼稚園部の幼児が10名含まれております。ゼロから2歳を対象とした小規模認可保育園くまのこ保育園には24名が入所されております。

令和7年度の申込児童数につきましては、受付当初で、第1希望の施設の申込数を町立保育所では、ゼロ歳児クラス4名、1歳児クラス29名、2歳児クラス26名、3歳児クラス30名、4歳児クラス36名、5歳児クラス37名の合計162名が申込みをされております。

くまの森こども園では、ゼロ歳児クラス10名、1歳児クラス23名、2歳児クラス29名、3歳児クラス52名、4歳児クラス56名、5歳児クラス42名の合計212名が申込みをされ、そのうち幼稚園部の幼児が15名含まれております。また、くま

のこ保育園には17名が申込みをされております。

3つの施設における令和6年度の現在の入所者数と7年度の申込者数を比較しますと、11名の増加となっております。ゼロから2歳までの低年齢では9名の増加となり、低年齢の申込数が増えております。

なお、令和7年度の入所者数については、今後調整していくこととなり、先ほど報告しました申込数から変更される予定となっております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

今、答弁をお聞きしました内容では、来年の令和7年度では、低年齢のゼロ歳など乳児の数が特に、また、それ以外でも現年児童数より申込児童数がかかなり上回っているところがありますが、次年度は待機児童は発生しますでしょうか。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

まず、保育士1名が受持ちできる児童数について説明いたします。

現在、配置基準ではゼロ歳児は3名、1歳児と2歳児は6名、3歳児15名、4歳児と5歳児は25名となっており、年齢が低いほど保育士の受持ちできる人数が少なくなります。また、保育室についても、1名当たりの面積が児童福祉法に定められております。

現在、はるかぜ保育所では、匍匐室と乳児室が同室の1室となっており、ゼロ歳児と1歳児が利用している状況です。このように、低年齢児を受け入れるには保育士と保育室の確保が必要となってきます。

保育所入所申込みは、先ほど答弁しましたように、特に低年齢の申込みが増加している状況の中、第1希望の保育施設に入所できないことも想定されますが、できるだけ希望に沿えるよう、町全体の施設を調整し、また、待機児童が発生しないよう努力していきたいと考えております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいまお聞きした中でも、保育士の配置や環境整備なども大事なのだなというところと、調整などを行うことによって、皆さん振り分けしているというところもお聞きしました。

その調整などを行うことによって、町内ではなく町外への入所に変更する方も出てくるのではないかとと思われるのですが、上富田町からほかの市町の保育施設に申込みをされる広域保育所の利用について、入所状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

広域保育は、保護者の勤務先や就労状況により居住地の保育施設では送迎等が難しい場合に利用されるものですが、申込みは入所希望の施設のある市町に行い、入所の決定もその市町となります。

現在、広域保育所を利用されている方は17名であり、そのうち低年齢児は6名で、内訳はゼロ歳児ゼロ名、1歳児3名、2歳児3名となっています。令和7年度の申込数は16名であり、低年齢児は5名で、内訳はゼロ歳児1名、1歳児1名、2歳児3名となっております。今年度を含め、過去5年間ににおける広域保育所利用者のゼロ歳児受入れ状況を見ますと、令和6年度に2名ございましたが、国が示されている優先入所等により入所されております。

低年齢児の保育は、先ほど説明しましたように保育士数も多く必要となるため、本町以外のところでも多くの児童を受け入れることはできていない状況であり、特にゼロ歳児の受入れは難しいと思われます。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま答弁にもありましたように、低年齢児童、ゼロ歳の保育の受入れが難しいということもお聞きしました。

昨年の4月に子供に関する政策を総括する政府の機関として、こどもまんなか社会を目指すため新設されたこども家庭庁から、新子育て安心プランの実施計画が出されており、和歌山県では和歌山市が採択市となり、申込者数、利用定員数、待機児童数の数字が発表されています。そこでも、一、二歳児の待機児童数が毎年突出してたくさん出ており、どこの市町もこの低年齢児童の受入れ課題が浮き彫りとなっているのだと実感い

たしました。

ここ上富田町では、現在、宅地造成が進んでおりまして、今後、児童数も増加すると予想されるのですが、保育施設の運営について、まちの見込みと方針はどのようにお考えでしょうかお聞きします。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

宅地造成などにより転入者は増加しており、それに伴う子供の人数も増加、保育ニーズの多様化により今後も低年齢児の入所申込みが増える見込みとなっております。そのため、町としましては、町立はるかぜ保育所の敷地内に、現在不足しております一時預かりのための部屋や会議室等を別棟として建築を予定しております。

今後も増加すると思われる低年齢児の受入れも含め、保育室の増設も併せて検討していく予定となっており、保育施設及び子育て支援の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま方針の中に、はるかぜ保育所の増築を予定とお聞きしましたが、今年の4月より運営が始まったくまの森こども園について、委員会でも説明がありましたように、次年度からは園内にて学童保育が始まります。

また、毎年ながら運動会などのイベントがあるときは、一時的ではありますが近くで大交通渋滞が起き、大変混雑をしています。今後は、駐車場問題の課題解決や施設の拡充も必要ではないかと思うのですが、増設などについてまちとしては対策を今後考えていますでしょうか。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

今後どれぐらいの期間、低年齢児の申込増加が続くのかは、現段階では予想しにくいところがありますが、令和7年度の申込数を見ますと、全ての児童を受入れできるかどうか分からない状況となっております。

先ほど答弁しましたように、はるかぜ保育所の増設を計画しており、希望される児童の受入れに向けて努力していくこととしておりますが、今後は町内全体の児童施設の状況を把握し、くまのの森こども園についての環境整備も研究していくこととなります。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

それでは、続きまして、子育て支援についてお尋ねします。

上富田町では様々な子育て支援を実施しています。産後ケア事業に、一時預かり事業、広域的には私もサポーターとしてお手伝いしているファミリー・サポート事業など、保育所以外も含めて現在の状況と施策を教えてください。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

子育て支援につきましては、現在、町で実施しているものや田辺西牟婁地域で広域的に実施している事業が幾つかございます。出産後すぐに利用できる産後ケア事業では、産後の生活を支援するために助産師によるサポートがあります。ほかにも新生児期や乳児期に訪問や育児相談なども行っております。

親子で参加できる事業としましては、はるかぜ保育所とくまのの森こども園で、子育て支援センターを開設しており、育児相談や育児講座などを行い保護者同士の交流の場となっております。ほかにも岩田幼稚園ではえんじえるルーム、生馬公民館ではおうまのひろばとして同様の事業を実施しております。

一時預かり事業としては、はるかぜ保育所で実施しており、保護者の方が用事の際などに時間単位で子供をお預かりしております。また、日中や休日、夜間に一時的に預かるショートステイ事業やトワイライト事業なども広域的に実施しております。

田辺西牟婁地域で実施している事業には、議員が先ほど説明がありましたファミリー・サポート・センター事業や、あと病児保育事業もございます。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

ただいま子育て支援の質問をお聞きしました。

続きまして、保護者の育休による上の子の退所問題について入りたいと思います。

先日こんなお話をお聞きしました。内容は、上富田町内の保育所に通っている子供がいるが、3人目を妊娠したことによって、その保育所に次年度は通えなくなってしまう。両親も県外と遠方で、近くで見てくれる人もおらず、また、毎日楽しく通所している我が子を見ていると通えなくなるのもかわいそうに思い、産後に赤ちゃんとおの子と同時に家で一人、家事も子育てもやっていけるのか、先ほど答弁もいただきましたが、核家族になっていますので、不安で産もうかどうか悩んでいるというものでした。

その方いわく、他県ではそういった場合でも上の子を退所しなくても継続通所できるのに、上富田町ではできないと訴えられていました。私も実のところ、他県ではそういった施策があるのを知らず勉強不足を痛感したのですが、調べてみると市町の単独施策として、確かに復職予定証明書などで継続入所が認められている地域がありました。

しかし現在、上富田町では妊娠・出産により育児休暇を取得した場合、保育所に通っている子供がいたときは退所しなければならず、これでは地域的に格差があるのではないかと考えられますが、この問題に対してまちはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

本来、保育所や認定こども園保育部の役割としては、保育に欠ける子供を保育することを目的としているため、入所を申し込まれる保護者に対しては、就労などの保育に欠ける事由を申請していただくことを条件としており、これは国の方針に沿っているものであります。

ただし、町としましては、周辺市町とも合わせまして、3歳から5歳の児童に関しましては、本来であればこれらの児童も保護者が育休に入れば原則としては退所となるのですが、3歳からは社会性や生活習慣を身につける時期でもあり、集団生活に慣れていたいただくことも含め、退所にはせず継続入所できる取り計らいを行っております。

母親の妊娠・出産に関しましては、他の子供が2歳以下の低年齢で入所されている場合、産前8週から産後8週の翌日が属する月の末日までは継続入所できますが、その子は保育が欠ける事由がない場合は退所となります。

先ほどの保育所の役割の質問に答弁しましたように、保育所に入所することで、児の成長に関することや育児支援にもつながることは理解しておりますが、低年齢児の入所を希望される方が多い中、待機児童を出さないように努力している状況でございます。

議員の言われるように、育児休暇中に継続することで、子供の環境変化をなくし育児

支援ができることなどメリットは大きいものと思われますが、年度途中での申込みもある状況のために、保育に欠ける事由のある方を優先で入所していただくことをご理解いただけますようお願いいたします。

なお、国の施策として、令和８年度からこども誰でも通園制度が実施されることになります。この制度は、保護者の就労有無や理由を問わず、ゼロから２歳児の未就学園児が保育施設を時間単位で利用できるものとなりますので、他の子育て支援と併せてご利用していただければと思います。

社会全体の流れとして、保護者の就労状況も変化していることから、保育ニーズも変化していることは町として認識しております。国としても子育て施策の充実に力を入れていることから、今後は国の動向も注視しながら町の施策も実施していきたいと考えております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○７番（家根谷美智子）

今答弁いただきましたように、国の方針もありながら、３歳から５歳まではそういう受入れもしているということなのですが、先ほど言いましたお母さんは、２歳になる子供のお母さんなんです。私、最初、産もうか産まないかというこのお話を聞いたときに、２０１６年ＳＮＳ上で話題になった「保育園落ちた、日本死ね」というこの言葉が頭に浮かびました。言葉自体は決していい言葉ではありません。賛否両論もありました。しかし、そのお母さんの心情は痛いほどよく分かるものだからこそ、共感者がこんなにもあったのだと思います。

今回のお話では、少子化問題に直面した日本全体で考えると大きな問題です。保育所に落ちたわけではありませんが、お母さんの心情はこの内容と似ているのではないのでしょうか。

ただ、その子供が継続することにより、新たに申込みをした子供が入所できなくなった場合、そちら側のお母さんがこの言葉の思いをかみしめることになる、本当に難しい問題だと思いました。この問題に行政の立場として、双方のお母さんの思いをかなえるためには、落としどころをどうしたらいいのか、お考えがありましたらお答えください。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

まちとしましては、先ほど課長からの答弁もありましたように、町立はるかぜ保育所の敷地内に、一時預かりのための部屋や会議室などを別棟として建築の予定であり、保育室の増設も併せて検討していく予定となっております。

また、育児休暇中の児童の継続入所については、現在の課題である待機児童が解消されましたら入所継続による保育支援や児の成長を考え、受入れについても近隣市町と協議していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

上富田町は、この少子化社会の中でありながら人口が微増し、住みやすさでも評価をもらっています。子供を安心して産み育てることができることは、どの世代も暮らしやすいまちになるのではないかと思いますので、そういったまちづくりを目指して、さらに向上していただけますよう期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、7番、家根谷美智子君の質問を終了いたします。

45分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時42分

○議長（松井孝恵）

引き続き一般質問を続けます。

9番、吉本和広君。

吉本君の質問は一問一答方式であります。

まず、テニスコートの照明についての質問を許可いたします。

○9番（吉本和広）

日本共産党の吉本和広です。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

硬式テニスやソフトテニスを行っている方は、小学生から高齢者までの幅広い年齢層となっています。テニスは、体がぶつかる激しいスポーツとは違い、高齢者になっても

親しめる競技人口の多いスポーツです。硬式テニスを始められる方も多く、上富田町スポーツセンターのテニスコートで始められた方にお会いすることがあります。

上富田町のテニスコートは、スポーツセンターに４面ありますが、春や秋の季節のよい時期は、土日もコートの予約がいっぱいで取れない日が多くあります。そのこともあり、働いている方は夜使われています。毎日、夜照明がついて使われている状況です。

４団体の方に来て話を聞くと、照明料金が高過ぎるので下げてもらえないと皆さん言われています。私も思っていたのですが、照明の利用料がコート代とは別に１時間７００円と高くなっています。近隣の市町村を見ると、みなべ町の西本上にある３面は１時間５００円、中学校の照明はコート代を含め無料となっています。田辺市が１時間一般４９０円、高校生以下は半額の２４５円となっています。

スポーツセンターで聞くと、夜の使用者はほぼ町内の方ですと話されていました。町民のテニス人口が増えることは、健康のためにもとてもよいことです。町民のスポーツを振興するという点から、町内の利用者の照明代は１時間７００円ではなく、少なくとも５００円にすべきではありませんか、答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

振興課長、平尾好孝君。

○振興課長（平尾好孝）

吉本議員の質問にお答えします。

夜間、町民が上富田スポーツセンターのテニスコート、これを１面利用する場合、１時間当たり、税込みですけれども施設料が３３０円、照明料が７７０円で、合計１，１００円となります。田辺スポーツパーク、そちらのほうは８１０円、隣町の白浜町の阪田のテニスコート、こちらのほうは施設代が６４０円の照明代が６４０円、合わせて１，２８０円と市町村によってばらつきがあるわけです。

ただし、白浜町のテニスコート、これにつきましては、町の体育協会の一般テニスサークル、こちらのほうに、体協のサークルですね、中の、そちらのほうに加盟していれば、この施設代の６４０円は免除となって、照明代が６４０円のみとなるということをちょっと調べさせていただきました。

上富田町としましても、単純に減額にするのが、町民全体を減額するのがいいのか、それとも体育協会やテニス協会、そういった団体に加盟していただいて、その上で減免にするのがいいのか、ちょっと今、教育委員会と一緒に検討させていただいておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ぜひ上富田町民がよりスポーツがしやすくなるように、減額のほど検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、上富田中学校の女子テニス部の保護者から、ソフトテニスを指導してほしいとある方が要望を受けて、照明代も半額、コート使用料も半額の田辺市のコートで指導していました。上富田中学校の生徒ばかりなので、上富田のコートで近頃指導されています。将来は小学校高学年も含め、小中学生のソフトテニス教室にできればと考えておられます。

指導してもらっている保護者の方が、田辺市に比べて中学生が使う料金が低い、田辺市と同様にしてほしいと要望されています。町はクラブ活動の地域移行も進められていますが、そのような指導者がいて行っているということは、実現できる可能性も秘めています。実現するとは限りませんが。

上富田中学校のクラブが使う場合は、町内料金の照明代も利用料も半額になっています。地域移行したクラブもあります。上富田の小中学生が半数以上いる団体が使う場合は、田辺市のように照明使用料、コート使用料も町民の半額にすべきではありませんか、答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

現在、スポーツ少年団体及び上富田中学校のクラブ練習、これは今の野球の地域移行したそういったクラブも含まれるんですが、そういったクラブにつきましては、平日の利用は施設料、照明料とも無料、それと土日、祝日は町内料金の半額とさせていただいております。

地域の指導者が小中学生を健全育成の目的でコーチングしている、そういったクラブにつきましては、基本的にはこの範囲、そういった範囲につきましてはそういった活動になるわけなんですけど、現在、振興課と教育委員会の中で、そういった小中学生のスポーツクラブをボランティアで運営している、指導している、そういったクラブにつきましてはの取扱い、ちょっと整理中ですんで、もうしばらくこれにつきましても待っていただければというふうに思っています。

そして、今その整理中なんですけれども、一つの認定の条件というのを8項目ぐらい今検討しておりまして、ほとんど吉本議員にお聞きした内容でしたら、そこに当てはま

と思うんですけども、それを整理させていただいた上で、きちっと広報させていただいて、教育委員会のほうに申請をしていただく、その中でそういった認定に該当する団体ですよとなった場合に、そういった対象にさせていただこうかなというふうに思っておりますんで、こちらについてももうしばらくお待ちいただきたいというふうに思っています。

何ですぐ答えないか、いろんな団体があると思います。例えばボランティアで中学生を教えている団体、小学生を教えている団体とか個人もあるんですけども、例えばお父さんが自分の子供を教えたい、それを何人かのお父さんの友達でその子供を教えるのに5人ぐらい、お父さん5人と子供5人で10人ぐらいが申請した場合もボランティアじゃないですか、そういった場合もそれは個人的に教えている、そこは普通の町民料金扱いで今いかせていただいているんですけども、そういったのは広く例えば、そういったサッカーであればサッカーを公募して、ほかの子供もしっかりと教えるよという条件とか、自分の子供が卒業した後、そういったときでも継続して地域のためにやっていくてくれるとそういう意思とか、そういった項目をちょっと確認させていただいて、そういったクラブであれば、こういった減免の対象にさせていただきたいというのを今教育委員会と一緒にルール決めを決めていますんで、これについてももうしばらく、本当にもう今まさに決めていますので、待っていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

それは、希望する子供たちを広く指導すると、公共的な、指導する場合については、そういうことを積極的に取り入れたいというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

以前、吉本議員に、今のそのテニスの活動をお聞きしました。そういった部分につきましては、基本的にそういった項目クリアできていると思いますんで、ただ、先ほど申しましたように、そういったほかのいろんな団体の可能性がありますんで、そことのすみ分けをきっちりさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9 番（吉本和広）

次に、土日は田辺市の方、合宿などで使用する方も多く、先ほども言いましたが、予約が取れない状況です。働いている方は、夜、先ほども言いましたが使うことが多くなっています。

先ほども4団体のことを話ししましたが、4団体の方から話を聞くと、同じ日に2団体が使うケースが多く、2面使いたいと思っても使えない、コートがあるので照明を4面にしてほしいとされています。田辺市のスポーツパークは6面中5面、文里のコートは3面とも照明ついています。皆さん、夜たくさん活用されています。みなべ町でも3面照明がついています。中学校にもついています。

ぜひせっかくスポーツセンターに4面テニスコートがあるわけです。皆さんが使えるように照明を増やすべきではありませんか。4面照明をつけることで、利用者はさらに増えることになります。住民の健康のためにいいことです。残りの2面にも照明をつけるべきではありませんか、回答をお願いします。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

地域住民の方がスポーツセンターのテニスコート、これを利用して健康になっていただき、地域コミュニティの輪が広がることは大変ありがたいことだと思っています。

最近のテニスコートの利用状況を確認させていただきました。確かに夜間の利用が大変増えておりうれしいかなというふうに思っております。

町内にはこのスポーツセンターの4面以外、特に夜間は2面以外テニスコートがありません。そういった状況も踏まえまして、残り2面の照明につきましては、前向きに検討させていただきます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9 番（吉本和広）

ぜひ前向きな検討と言われましたので、早くつけていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

これで、吉本君のテニスコートの照明についての質問を終了し、次に、難病等を持たれている方の通院費助成の実施についての質問を許可いたします。

吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

厚生労働省のホームページに、難病とはそもそも何でしょうとあります。そこには、次のように書かれています。

治療が難しく慢性の経過をたどる疾病もいまだ存在し、このような疾病を難病と呼んでいます。ただし、完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続ければ普通に生活ができる状態になっている疾患が多くなっています。そのために、現在、病気をもちながら働く、働き続けることが大きな課題になっている。

1、昔から不治の病はあったが、医療の進歩により克服された疾患もある。2、根本的な治療は困難であり慢性的な経過をたどる疾患が難病である。3、難病のある人自身や家族の経済的、身体的、精神的負担は大きい。疾患の症状、治療から発生する身体的、精神的負担と同時に、治療代に関する経済的負担を抱えていますとあります。

難病を持たれている方で、紀南病院、南和歌山医療センターでは専門的に診てもらえず、和歌山市や県外の医療機関にかかっておられる方がおられます。小児慢性特定疾病なども含め難病等を持たれている方が上富田町では166名となっています。成長につれて症状が安定され、近くの病院で診てもらえる方も多いですが、遠方の病院に通う方の交通費の負担は、毎月通うことになると年間で相当な負担となります。

全国で、交通費を助成している自治体があります。紀南地方は大阪や京都などの都市部と違い、電車ですぐに安い交通費で行けるということにはなりません。新宮市では、次の方に交通費を基準、鉄道は乗車券の半額、特急料金は対象外、車は1キロ当たり23円などをつくり、月上限5,000円を助成しています。対象は、ア、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方、上富田町では154名となります。イ、小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方、上富田町で11名となります。ウ、国指定特定疾患医療費受給者証をお持ちの方、上富田町ではおられません。エ、和歌山県指定特定疾患医療費受給者証をお持ちの方、上富田町にはおられません。オ、先天性血液凝固因子障害疾患等医療費受給者証をお持ちの方、上富田町では1名おられます。人口が約2万5,000人の新宮市の担当課にお話を聞きました。5年間を見ると平均年間約140万円の決算額となっている。助成制度を使っておられる方は、新宮市の病院にかかっている方はほとんどなく、ほぼ遠方の和歌山市、三重県、大阪などの県外の病院にかかっている方であるとのこと。窓口に申請に来られた方から、大変助かるということも感謝されていますと話されていました。

上富田町でも、妊娠時から東京の専門医にかかり東京の病院で出産して、乳児が小児慢性特定疾病で、月1回奈良県に通っておられる方もいます。小児慢性特定疾病の乳児

は、薬を飲まないと血液が固まり、体のどこで血栓が起こるか分からない先天性の疾病です。指に血栓が起こると指を切り落とさなければならなくなる、脳で起これば脳梗塞になるので、適切な薬量による管理が必要な病気です。薬が多過ぎると、出血すると血が止まらなくなります。乳児の体重は月ごとに大きく変化し、体重に合わせて薬の調整が必要になります。また、子供によって内臓機能も様々で薬の吸収率も違うために、専門医が成長とその子に応じた調整をしなければならず、当初は月1回奈良県立医大の専門医にかかり、今は二、三か月に1回通院しています。風邪など他の病気で体調を崩し、奈良まで行けない状況になった緊急の場合のために、紀南病院にも3か月に一度診てもらい、緊急のときは紀南病院から奈良県立医大に連絡を取り、奈良県立医大に行かないと対応できないか、対応機器、治療できるか相談して対応できるようにもしていると話されていました。

医師にはそれぞれ専門分野があり、難病等の子供を持つ親や本人も、命を守るためにより安全に暮らせるように専門医にかかる必要があります。厚労省も疾患の症状、治療から発生する身体的、精神的負担と同時に、治療代に関する経済的負担を抱えていますとあります。障害者の方は高速代金が半額になりますが、難病等の方は半額にはなりませんので負担が大きいと話されています。支援を求められています。

新宮市を参考に上富田町の人口から算出すると85万円程度になります。完治が難しい難病を抱えている方に寄り添う町政であってほしいと思います。大きな金額ではありません。助成制度をつくってぜひ支援をしていただきたい。回答をお願いします。

○議長（松井孝恵）

福祉課副課長、平岩晃君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

ご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、難病等を抱えておられる患者をはじめ、保護者や支援者の方々は、様々な深刻な状況に直面し、同時に多くの課題を抱えておられます。

この紀南地域は、診療科の偏在による専門医の不足など、医療を取り巻く環境は依然として厳しい状況があり、これらの課題解決に向けては、和歌山県をはじめ県内自治体において要望活動などに取り組んでいる状況にあります。

ご質問の交通費等の支援につきまして、和歌山県内においては幾つかの自治体で制度化されており、特にご質問にありました新宮市や東牟婁地域では、交通費の一部助成や手当の支給など支援の方法は様々ではありますが、移動に要する費用負担を軽減するための制度がございます。これらの制度の導入に当たっては、専門医がいる医療機関までの距離があるなど、地理的要因も大きな理由ではないかと推測されます。

ご質問でも取り上げられた例のように、当地域内の医療機関のみでは完結できず、遠方の医療機関での受診が必要な患者がおられることは承知しております。このような専門医を抱える遠方の医療機関への受診に係る支援策の取組として、上富田町では本年度から上富田町妊産婦アクセス支援事業を実施しています。この制度は、分娩可能な医療機関まで長距離の移動を要する妊産婦に対し、地域において安心して妊娠及び出産ができる環境を整備するため、回数や金額等の上限はございますが、通院や入院に係る交通費や宿泊費を一部助成するものです。

この制度の導入に当たっては、和歌山県において本年度に制度化されたものであり、国、県の補助を受けることができることから、当町においてもスムーズに導入、制度化することができました。

遠方の医療機関を受診されている方々にとっては、移動に伴う費用面だけではなく、体力や時間的にも負担がかかることから、より近くに専門医の確保や先進医療体制が整うことが一番ではありますが、それらの解決は非常に困難な状況です。

経済的負担を軽減するための支援策について、全国では都道府県単位において、この助成制度を導入しているところもございます。上富田町としましては、まずは、先ほど一例としてお答えいたしました妊産婦アクセス支援事業のように、市町村が取り入れやすいよう、上富田のみならず地域の課題として、県などに対して支援制度の導入について要望をしておりたいと考えております。

それと同時に、対象者や金額等の制度設計について、導入事例の情報収集を行うとともに、近隣市町の状況も鑑みながら調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

県などに対して、支援制度の導入について要望することは必要です。和歌山市の方であっても負担は大きいと思います。紀南地方となるとさらに負担が大きくなります。和歌山市までの往復だけでも高速代とガソリン代に係る費用は約８，０００円となります。完治が難しい難病を抱え、精神的にも負担が大きい方々が専門医まで遠い紀南地方で暮らしています。地域性を考えて前向きに検討していただけますか、答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

この制度につきまして、今回、まず実施時期についても現在のところは未定となっております。

ご質問にありました新宮市のように、制度そのものを取り入れるということであれば簡単なのですが、上富田町独自でこの制度をつくるということには、まず、現状把握に始まり金額設定などについて調査研究を進めていく必要があると考えております。

いずれにしましても、今回のご質問を受け、今後調査研究を進めていくということになりますので、お時間を要することについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ぜひしっかり研究していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

難病等を持たれている方の通院費助成の実施についての質問を終了いたします。

次に、会計年度任用職員の処遇改善についての質問を許可いたします。

吉本君。

○9番（吉本和広）

私は、長く支援学校で勤務していました。バスの添乗員さん、調理員さん、校務員さんなど、安い給与で働く会計年度任用職員さんのおかげで、子供たちの教育は成り立っていました。この会計年度任用職員さんなしでは学校教育は成り立ちませんでした。

一昨年度、早期退職された正規職員の方が退職に当たって、この議場で挨拶されました。その方は、会計年度任用職員の方に支えられて今まで頑張ってきたという内容を話されていました。私は感動を持って聞き入りました。県下の全市町村の職員に占める会計年度任用職員の割合は約30%です。しかし、上富田町は約44%と県下でも突出して会計年度任用職員の割合が高い自治体です。

昨年度は会計年度任用職員の給与を4月遡及し、条例を正規職員同様に4月に遡及するように町長が判断されたことは、職員を大切にしたいという町長の思いからだとは思っています。

町長に伺います。

上富田行政は、会計年度任用職員の支えなしには成り立たないのではありませんか。

会計年度任用職員さんについて、どのような思いを持たれていますか、答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

令和6年11月1日現在、上富田町には町長部局で55名、教育委員会部局で50名、合計105名の会計年度任用職員が在職しております。

上富田町の行政及び教育行政を運営していくに当たり、会計年度任用職員は欠くことのできない存在であると認識をしております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません、どのような思いというところは答弁ありませんか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

どのような思いというか、やはり会計年度の職員さんなくして、この行政は成り立っていないというところは思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

2020年度に始まった会計年度任用職員制度は、国の運用マニュアルでは試験なしで再任用できる回数が原則2回までと例示されていまして。あくまで原則であり、昨年2月時点で、県下の30自治体中、21自治体が再任用の上限を設けていません。継続雇用としており違法でもありません。しかし、上富田町は3年目に試験、公募を行ってきました。

総務省が6月26日にマニュアルを改定し、国家公務員との均等を図る必要から、自治体の会計年度任用職員についても国はマニュアルを改正しました。継続雇用できることが明確になりました。9月頃に担当課にそのことを伝えて、3年目公募、規定を撤廃するよう求めましたが、どうなりましたか。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

これまで町では、国の取扱いとして例示のありました公募によらない採用は、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとする事との取扱いに準じ、公募によらず再度任用できる回数を2回までとしておりましたが、令和6年6月28日付、総務省通知を受け、この回数の上限を撤廃しております。

このことは、令和6年10月17日付で所属長宛てに通知し、会計年度任用職員に対しましては、次年度の任用の意向を確認する意向確認書の配付の際に説明をし、周知をいたしております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

適切な対応になってうれしく思っています。

女性差別撤廃条約に基づく国連女性差別撤廃委員会が、先日、日本審査後に、日本政府の女性政策について勧告を出しました。依然として女性のパートタイムや低賃金労働者の割合が高いことを指摘し、改善を勧告しています。

上富田町の正規職員に占める女性の割合は45%であるのに対して、会計年度任用職員に占める女性の割合は83%と国連女性差別撤廃委員会が指摘しているように、低賃金のパートタイムの方の女性の割合が高い状況です。処遇の改善が求められます。

会計年度任用職員さんの県下の処遇を見てみると、上富田町は、事務職で見ると初任の号俸は1の1で上限は1の5です。上限の1の5は高卒の初任給の給与です。20年、30年働いても高卒の初任給以上の号俸には上がらない。昇給は1年で、正規職員が平均4号であるのに対して1号しか上がりません。信じられない給与制度となっています。

上限で見ると昨年度までは、由良町は1の1でそのまま上がらない状況でしたが、今年度から1の93まで昇給するように改善しました。上限で見ると上富田町は県下で最低の条件となっています。上限で比較すると、北山村は4の93、美浜町は2の125、印南町、日高町、日高川町は1の93、みなべ町、すさみ町は上限1の25です。

今年2月時点、上限の号数の時給で比較すると、上富田町が1,023円であるのに対して、北山村が2,347円、美浜町が1,875円、印南町、日高町、日高川町は1,521円です。約500円から1,200円も差があります。1日6時間45分の

会計年度任用職員で比較すると、上富田町が年収約 239 万円に対して、印南町、日高町、日高川町は約 356 万円で約 130 万円も差があります。1.5 倍にもなります。北山村は 2 倍以上となります。

県下で上富田町よりも上限が高い自治体は 22 自治体もあります。保育士で見ると上富田町の上限は 1 の 29 です。担任を持つと 6 号加算され 1 の 35 となります。しかし、田辺市は 1 の 79、みなべ町は 1 の 93、すさみ町は 1 の 39 です。これでは、上富田町ではなく条件のいい他の自治体に勤め、上富田町が保育士の確保が難しかったのも分かります。

保育士は資格を持つ専門職です。短大を出て 14 年働いて、上限となった 1 の 35 の担任を持つ会計年度任用職員の保育士の時給は 1,294 円です。同じ条件で 14 年働いた正規の保育士の時給は 1,577 円で、約 300 円近く差があり、月に 20 日働くとする月収で約 5 万円近くの差となります。同一労働同一賃金から見て大きくかけ離れています。

正規の保育士は 15 年以降も給与は上がりますが、会計年度任用職員はこれ以上、号俸は上がりません。会計年度任用職員の保育士の労働時間は、正規職員よりも 15 分短くなって、その分安いにもかかわらず、担任で仕事内容は正規職員と同じです。町民の方からも会計年度任用職員の給与は安過ぎる、引き上げるべきだと言われました。会計年度任用職員の昇給の上限を引き上げるべきではありませんか、答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、会計年度任用職員の給与等に関する規則により、職種ごとに基礎号級及び上限が定められております。

現在の基準につきましては、職務、職責に応じた基準であると認識しておりますが、ただいまご質問にありました上限につきましては、県内市町村の状況を参考に今後の研究課題としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9 番（吉本和広）

ヨーロッパでは季節的で期間が限定された労働、例えばブドウの収穫時に必要となる一時期のみ必要となる労働に限って非正規雇用を認め、それ以外は正規で雇用しなければ

ばならないと法で規定しています。

日本も１９９０年代までは同様に正規雇用が法によって守られてきましたが、企業献金をしている企業が加盟する経団連の要望に応じて、自民党政権は労働法制を改悪して、非正規雇用で雇えるようにし、その職種を増やしてきました。

この３０年間、非正規雇用が増え、日本の労働者の平均の実質賃金は上がり、直近の１０年間で見ると、実質賃金は増えるどころか年間２４万円も減ってしまいました。今、青年の半数近くが、賃金が安い非正規で働かざるを得ない状況となっています。アンケートによる調査で、結婚しない理由の最も多い回答は賃金が安いからとなっています。

先ほどの回答で、上富田町の行政及び教育行政を運営していくに当たり、会計年度任用職員は欠くことのできない存在であると言われたように、かつて正規職員が行っていた仕事を臨時の会計年度任用職員が行っています。

上富田町では、保育士、給食調理員の正規の方が退職すると、その代わりに非正規で募集し採用する。正規の職員が退職した際に、同数正規職員を採用せず、会計年度職員で採用して正規職員を減らしてきました。そうして非正規の会計年度任用職員が、県下でも４４％と突出した状況となっています。

２０３名中１０３名、先ほど町長は１０５名と現在とは言われましたが、会計年度職員がいます。この１０５名の方は、年間のある時期だけ、そのときだけ必要になる職員さんですか。そうであるなら、私は１０５名にもなるはずがないと考えます。１０５名の中には、ある時期だけの方も少しはおられるかもしれませんが、ほとんどの方は毎年必要となる常勤勤務を必要とする仕事をしておられる方ではありませんか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

答弁願います。十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

会計年度任用職員で常勤勤務を必要としている職員かといいますと、今はパートタイムの職員が全てでございます。一時的な任期、１月から３月というような任期で任用している職員も数は少ないですが一部おります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

私がお聞きしたいのは、毎年必要となる仕事をされている職員がほとんどではないですかということです。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

毎年必要としている仕事、事務補助ですとか、そういう職種は毎年必要としております。ほかの会計年度任用職員さん105名につきましても、毎年必要としている職種というふうに理解しております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

かつては正規職員が行っていた行政が、毎年行わなければならない業務を行っている。上富田町より上限が高い自治体は22自治体、ほとんどの自治体です。先ほど県内市町村の動向も注視しつつと回答されました。そうであるなら、前向きに状況をつかんで、今後の研究課題とすべきと考えますがどうですか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

今議員言われましたように、職員の4割強の職員が会計年度任用職員です。先ほどの町長の答弁にもございましたが、本町にとって会計年度任用職員はなくてはならない存在で、とても大切な頼りになる存在であります。

任用につきましては、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、任期ごとに客観的な能力実施を行い、給与についても職種ごとの職務の内容や責任、職務遂行上、必要となる知識等を考慮するとともに、地域の実情等を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

適切に対応していくための研究、県内市町村の取扱い等を参考にしながら継続して研究してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

1年間に上がる号俸についても、正職員の平均4号の4分の1の1号というのはあま

りにも不平等です。県下の30市町村の調査では、会計年度任用職員について、正規職員と同じ4号俸が、県下で5自治体、岩出市の週15.5時間以上は3号を加えると、3号が7自治体、田辺市の6.75時間以上で5日勤務する会計年度職員の2号を加えると2号が9自治体、合わせて21自治体と3分の2以上の多くの自治体は1号俸ではありません。田辺市の1日6.75時間以上で5日勤務する会計年度任用職員の事務職、保育士は2号昇給するのに、上富田町の6.75時間の事務職や7時間半の保育士は1号しか昇給しません。4号上がるようになっても正規職員と同じフルタイムではないので、正規職員が3,000円月収が増えても、勤務時間が半分であれば1,500円しか月収は増えません。勤務時間で区別する必要ありません。

上富田町は、県下で突出して44%と会計年度任用職員の割合が高い自治体です。上富田町も4号俸にするなど、今の1号俸から引上げを行うべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

議員のご説明にもございましたが、県内市町村において、号給、号俸、経験年数についての基準が様々であることは承知をしているところであります。

会計年度任用職員につきましては、令和5年度から職員と同様、給与改定の4月遡及を実施、勤勉手当も職員と同率とし、処遇改善に取り組んでいるところであります。会計年度任用職員の処遇に関しましては、引き続き研究課題としてまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

県下の3分の2以上の自治体は、令和5年度4月遡及と勤勉手当の支給を行っています。その3分の2の自治体のほとんどは、昇給の上限号数や昇給号数を上富田町より高くしていることは認識されていますか。認識されているなら、前向きに検討すべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

今議員がおっしゃられましたその3分の2の自治体が、全て上富田町よりも全ての面

において待遇がいいかどうかというのは、すみません、把握をしてございません。

ただいま現在の上富田町の状況が、必ずしもいいものであるというふうには認識はしておりませんので、今後、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

ぜひよくなるように検討をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

これで、会計年度任用職員の処遇改善についての質問を終了いたします。

次に、保険証の廃止に伴って起こる諸問題についての質問を許可いたします。

吉本君。

○９番（吉本和広）

１２月２日に保険証の新規発行が停止されましたが、保険証は最大１年間利用できます。後期高齢者医療保険の場合は、２０２５年７月３１日まで使えます。健保組合、協会けんぽ、共済組合などは２０２５年１２月１日まで使えます。

国が国民の意見を聞かずに保険証を廃止するとしたため、町の職員さんも住民への説明や新たな対応、新たな作業をしなければならなくなり、業務が増えてご苦労されていると思います。

また、住民はマイナ保険証の使い方が分からず困る、病院は説明やトラブルへの対応で業務負担が大きく増えて困ると言われています。

幾つか分からない点を質問します。

マイナ保険証を持っていない方には、保険証の有効期限が切れた後は資格確認書が当分の間、申請なしで送られてきます。これは保険証と同じように使えます。マイナ保険証の方には、資格確認書ではなく資格情報のお知らせが送られてきますが、これは資格確認書のように単体で、単独では使えません。マイナ保険証の方は、使えない資格情報のお知らせは病院に行く際には必要ないのでどこかに保管して、日頃は使わないので保管した場所も忘れてしまうでしょう。最悪の場合、これはお知らせだから捨てていいと思いつてしまう方も出るのではないのでしょうか。

保険証が廃止されて、マイナ保険証の方は、災害などの停電ではマイナ保険証を利用したオンラインでの資格確認が困難となります。停電や災害時、マイナ保険証の方はどうなるのですか、答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、笠松由希君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えいたします。

停電や災害時、オンライン資格確認を受けられない場合は、医療機関等におきましては、資格情報のお知らせとマイナ保険証を合わせて提示することで受診していただくことになるかと思います。

マイナ保険証をお持ちの方で、令和6年12月2日以降、新たに国民健康保険に加入された方等には資格情報のお知らせをお渡ししています。このA4サイズのお知らせのみでは、議員がおっしゃるように受診はできませんので、お知らせの下の部分、カードのサイズと同じ大きさなんですけれども、こちらの資格情報のお知らせ部分を切り取って、マイナ保険証と一緒に携帯していただくことをお勧めしています。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

資格情報のお知らせは単体では使えません。資格情報のお知らせを送付する際には、説明書きに単体では使えないと書かれる。災害や停電を考えて、結局どちらも持ち歩かないといけないことになる。病院に行く際に必要ないので、先ほど言ったように家のどこかに保管する、保管した場所も忘れてしまうでしょう。災害や停電時、資格情報のお知らせがなければどうなりますか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えします。

スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルへアクセス、ログインしていただき、ご自身の医療保険の資格情報の画面とマイナ保険証を合わせて提示いただいてご受診いただけます。

お渡しする資格情報のお知らせの中に、QRコードからマイナポータルへアクセス、ダウンロードすることができますので、こちらのほうもお勧めしています。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、携帯でマイナポータルに接続できない方は使えないということになりますか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えいたします。

停電や災害がいつ起こるか分からないということもありますし、携帯をお持ちではないという方もおられるかもしれません。繰り返しの答弁になりますが、このオンラインの資格確認が受けられない場合も考えて、資格情報のお知らせ、この下の部分のカードサイズのお知らせの部分をマイナ保険証と一緒に携帯していただくことをお勧めいたしております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

両方を持ち歩かなければならないということになるわけですが、そのことについての対策は町としてお考えですか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えいたします。

繰り返しの答弁で申し訳ございませんが、こちらから窓口で資格確認書、資格情報のお知らせをお渡しする際には、スマートフォンのほうでアクセスしていただくこととか、持ち歩いていただくことをお勧めしてございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

大変ちょっと不安な状況になるんだなということを再確認しました。

次に、お聞きします。マイナ保険証を持っている方の電子証明書の有効期限が切れるとマイナ保険証は使えなくなります。もうすぐそういう方が出ることとなります。電子証明書の更新には、本人が町の窓口で手続きをする必要があります。窓口には本人が行けない場合、例えば子供さんが東京に住んでいる場合、本人の署名と委任状をもらい電子証

明書の更新を上富田町まで来て窓口で出すことになります。大変な手続になりますか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えします。

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には5年の有効期限があり、有効期限が過ぎた場合には、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付、今回ご質問の健康保険証等に使用できなくなりますので、更新手続を行っていただくことになります。

有効期限の3か月前に、総務省地方公共団体情報システム機構、J-LISというんですけれども、こちらのほうから電子証明書の有効期限通知書が届き、更新手続も3か月前から行うことができます。

代理人に電子証明書更新申請、こちらを委任する場合は、同封の照会書兼回答書に署名、または記名、押印し、封入用封筒へ入れ代理人に渡していただき、代理人が窓口へ来庁して提出していただくことになります。

例えばご本人さんが高齢で、子供さんが大阪や東京にいる場合は、施設入所の方であれば施設職員の方に委任する方法もあるかと思います。有効期限の3か月前に通知が届きますので、期限までに更新手続をお願いしています。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そのような手続は大変大変です。手続を忘れたり、しなかった場合どうなりますか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えします。

マイナ保険証の電子証明書の有効期限が過ぎてしまった方は、保険証として使用できなくなりますので、資格確認書の職権交付対象となるため、資格確認書を発行いたします。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ひもづけは残り情報はたまっていくが、マイナ保険証は利用できないということです

か。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えします。

マイナ保険証の電子証明書の有効期限が過ぎてしまった方は、保険証の利用登録はそのまま、健康保険証として使えなくなります。

電子証明書の有効期限が過ぎた後でも、マイナンバーカード自身の有効期限内であれば、窓口で電子証明書の新規発行を申請いただければ健康保険証として使えるようになります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

マイナ保険証の電子証明書の有効期限が過ぎて保険証として使えなくなり、資格確認書が届くまで医療機関にかかれなくなる日が生まれませんか。何日ぐらいして送られてくるのですか、その間に病気になればどうなりますか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

先ほども申しましたように、資格情報のお知らせは持ち歩いていただき、マイナ保険証と一緒に携帯していただくことをお勧めします。

あと資格確認書につきましては、本人さんが原則、申請交付にはなるので、必要であればご申請していただいて、資格確認書を先にご提示いただいて申請していただくことも可能かと思えます。有効期限が切れる3か月前ではありますので、早いめの更新をお願いすることになります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

何日間ということやな。

吉本君。

○9番（吉本和広）

僕が聞いているのは、それまでは申請するかも分からないので、役場は待っていて、更新がされなかったと分かった時点で、その方に資格確認書を送らないと、その方は医

療が受けられなくなるわけじゃないですか。

資格情報のお知らせだけでは、医療機関へ持っていっても駄目なので、そうなるとこの電子証明書が切れてしまう、有効期間が切れてしまうと資格確認書をもらわない限りは医療には行けなくなると思うんですね。その間に分かって、町が資格確認書をその方に送るまでの間にタイムラグが生じるのではないかと、その間、病院に行く場合どうなるのかということをお聞きしたいんです。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

マイナンバーカードとしての利用ができなくなった場合でも、直ちに医療機関等へ受診できなくなるという事態を回避するという観点から、そのマイナンバーカードの返納があった際には、自身が加入する医療保険等に対して資格確認書の交付申請を促すほうの対応というのが取られるというのがもちろんございます。

そちらのほうに基づきまして、マイナンバーカード利用証明書用電子証明書についての有効期限前に更新がされなかった場合であっても、有効期限満了日が属する月の末月から3か月間は、引き続きマイナ保険証としてオンラインの資格確認をするということになっております。

こちらにつきましては、令和6年11月29日の健康保険法施行規則第53条第1条第5項等に規定する厚生労働大臣が定める方法、こちらの告示につきましては、有効期限の満了の属する月の末日から3か月間は、引き続きマイナ保険証としてオンライン資格確認を可能とすることになっております。

タイムラグの件なんですけれども、月次処理をしてからの発行になりますので、切れましたよといってから届くまでは、どれだけという日にちは確認できないんですけれども、日次連携で確認してからの発送になりますので、切れたすぐ日には資格確認書がすぐ届くということにはならないかと思えます。

ただ、資格確認書が届くまでの間のオンラインの資格確認は、属する月の末日から3か月間、引き続き使えるということになっています。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、最近そういう対策が出たということですね。分かりました。

次に、質問します。マイナ保険証の利用の際に、システムエラーや顔認証の不具合が

起きています。窓口負担が10割負担になるケースが実際に起こっています。病院の事務の方が、痩せて風貌が変わったがん患者の顔認証ができなかった、病気の方が使うのにこんなシステムでいいのか疑問ですと話されています。停電や災害などでマイナ保険証を利用したオンラインでの資格確認が困難となります。

紀伊民報に、県保険医協会が、保険証が廃止されることについて加盟医療機関にアンケートを実施したところ、6割の医療機関が今も混乱しており、廃止後は受付業務に忙殺されると思うと回答するなど、9割超が廃止に反対している記事が載っていました。

全国保険医団体連合会の10月のアンケート調査では、今年5月以降、7割の医療機関でマイナ保険証でのトラブルがあり、その対応で持ち合わせた保険証で確認したが8割でした。マイナ保険証に不安を持たれる方が多く、9月末で全国のマイナ保険証の利用率は13.87%と低く利用されていません。和歌山県は全国で沖縄に次いで利用率の低い状況です。

上富田町の9月末のマイナ保険証の国保と後期高齢者医療保険だけを見ても、国保加入者の利用率は18.46%、後期高齢者医療保険加入者の利用率は14.75%、両方合わせたマイナ保険証の登録者4,121人のうち702人しか利用されていません。実際の人数は、1人の方が2回使っても1人とカウントされているので、それ以下です。残りの3,419人が新たに使い始めることになり、それ以外の加入者の多い健保組合、協会けんぽ、共済組合などに加入する方が使い始めることになります。

保険証がなくなり、紙の保険証で通院されていた方がマイナ保険証を使うことになるわけですから、トラブルはさらに多くなり、病院側も利用者への説明やトラブルに追われ業務負担が大きくなり支障が出ます。そのようなことは起こらないとお考えでしょうか、お願いします。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えします。

マイナ保険証につきましては、令和3年、2021年10月から本格運用が始まり、令和6年、2024年12月からはマイナ保険証を基本とする運営へと移行しています。この12月2日以降は、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、今後、医療機関の窓口ではマイナ保険証を利用される方も増え、利用率も高くなっていくのではないかと考察しています。

先ほどもおっしゃったように、利用率を確認するのは人数ではなくレセプトのほうで計算しておりますので、お一人の方が2つ、3つの医療機関へ使われれば、その方は1

人でという形ではなしに３人というふうに計算させていただいております。

現在、特にシステムエラーや顔認証の不具合等のトラブルの報告等はございませんが、議員おっしゃるように利用率も高くなれば起こるかもしれません。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

利用者は、受付終了までに時間がかかり、診療にかかる時間も長くはないとお考えでしょうか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えします。

繰り返しの答弁になりますが、現在、特にシステムエラーや顔認証の不具合等のトラブルの報告等はございません。

利用率も高くなればそのようなことも起こるかもしれません。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

マイナ保険証が使えなくなって、帰ってきたら心筋梗塞になって死亡した事例も出ています。利用者はトラブルで１０割負担するケースは起こらないですか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えします。

顔認証付きのカードリーダーの不具合など、何らかの事情で資格確認が行えなかった場合でも、自己負担１０割ではなく、これまでどおりの自己負担で診療できるよう、最初のご質問への答弁と重なる部分もございますが、資格情報のお知らせとマイナ保険証を合わせて提示する方法ですとか、スマートフォンをお持ちの方はマイナポータルへアクセス、ログインしていただき、ご自身の医療保険の資格情報の画面とマイナ保険証を合わせてご提示いただくことをお願いしたいと思います。

また、医療機関が再診の場合は、施設側で資格確認に必要な情報を把握していれば、

口頭で確認していただくこともできるかと思います。医療機関が初診の場合には、医療機関に備付けの被保険者資格申立書に記入し、マイナ保険証を提示して受診していただくことになるかと思います。

医療機関等からも国民健康保険や後期高齢者医療の資格確認の照会があれば、利用者の方にこれまでどおりの自己負担で診療していただけるよう対応したいと考えています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

医療機関は問合せの義務はなく、その医療機関の判断となり、行わない医療機関もあると思います。また、役場の勤務時間外では問合せすることもできません。

マイナ保険証だと10割負担が起きますか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

何度も繰り返しの答弁になりますが、医療情報のお知らせとマイナ保険証を併せて持っていていただくことをお勧めします。

また、医療機関には備付けの被保険者資格申立書、こちらのほうに記入していただき、マイナ保険証を提示して受診していただくことをお勧めしたいと思います。

○議長（松井孝恵）

10割負担にはならないかということです。その点はどうか。

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

そちらのほうは、こちらは10割負担にならないよう進めていきたいと思っております。病院さんでの確認がどうなるかというのは、こちらのほうでは分からないことになります。そうならないように、町としましては医療機関等からの照会であれば、利用者の方にこれまでどおりの自己負担で診療していただけるような対応をしたいというふうに考えております。

また、繰り返しの答弁ですが、資格情報のお知らせ、こちらは持っていていただくことをお勧めしています。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そのような混乱が起こらないようにするには、国が保険証の廃止をやめることです。やめないと、町も保険証廃止に基づいていろいろな業務を行わざるを得ません。対応業務が多くなる自治体も被害者だと私は思います。

自治体の中には、これまで自治体が保険証を発送していた国保と後期高齢者医療保険の加入者全ての方に、保険証と同じように使える資格確認書を送付する自治体もあります。東京の総人口94万人の世田谷区、35万人の新宿区などが全員に発送を予定しています。その他の自治体も検討中が続々と増えています。違法ではありません。停電時を含めトラブルを避けるためには、そうすればいいのではないのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えします。

新たに後期高齢者医療の資格を取得された方につきましては、マイナ保険証をお持ちの方もお持ちでない方も、国の方針により、令和7年7月まで暫定的に資格確認書の発行を行うこととなっています。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

その方は新たになった方であって、現在の方は対象ではないということになると思うんです。

資格確認書か、資格情報のお知らせのどちらを送るかは、デジタルでは分からないので、役場が確認しなければならないと思いますがそうなのでしょうか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

今現在の状況ですと、医療情報のお知らせにつきましては、マイナ保険証の保有者、資格確認書は電子資格証明を受けることができない方、マイナ保険証の未保有者ですとか、カード自身を持っていない方ということになっておりますので、対応としてはそういう形になるかと思います。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

ですから、役場が確認をしていかなければならないということになります。役場が間違えて資格確認書を送るべきところに、資格情報のお知らせを間違えて送ると医療が受けられなくなり、先ほどのように命を落とすことも起こり大変なことになります。

実務や経費の削減、間違いを起こさないためには、町が保険証を発行していた国保と後期高齢者医療保険の加入者全ての方に資格確認書を送るべきではないでしょうか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えします。

資格確認書につきましては、資格確認書を送らなければならない方というのが、フラグ対象となっておりますので、そちらの方についてはアナログといえバアナログですが、ちゃんと発行はされますので、その方に送られなくなるということはないので、そのほうはご理解いただきたいと思っております。

後期高齢者医療じゃなく国民健康保険の方も、この方はお持ちではなくなった、例えば有効期限が切れたというような方、電子証明書の有効期限が切れたとか、そういうような方に関しましてはフラグを立てていく形になります。

お申出をしてもらって、まあ言えバひもづけを排除してほしいんやよというような方にもフラグを立てて資格確認書を送る方であるというふうに、こちらも台帳のほうで整理をしていきますので、発送のほうは抜けるということはないです。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

世田谷区なんかは間違いが起こる可能性があるから、資格確認書が届かなかったというようなことがあると大変なことになるので、もう全員に送るという考えなんですけれども、今のを聞くとそういうことは上富田町では起こらないというふうに解釈したらよろしいんでしょうか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

起こるかもしれないけれども、起こらないかもしれないように、こちらもフラグを立てて、注意して資格確認書につきましては送り忘れのないようにもちろんする形にしておきます。

ただ、県内や近隣市町の状況も見ながら、国の通知、告示等を受けて従ってまいりたいとは思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○９番（吉本和広）

アナログでやっていくということになりますので、間違いが本当に起こらないようにしないといけないなということを思います。

住民の立場から、再度いろんな点を検討していただいて、必要があればそういうことも今後考えるという立場でお願いしたいというふうに思います。

次に、マイナ保険証の方がトラブルを回避するためには、資格確認書が必要と考えます。保険証の有効期限が切れた後は、資格確認書が当分の間、申請なしで送られてきますが、マイナ保険証を持っていない方のみに限定されます。資格確認書の交付をしてもらうためには、マイナ保険証の利用登録を解除しなければ資格確認書は交付されません。資格確認書は今までの保険証と同じように使えるものです。

政府は１０月末に、新聞にマイナ保険証の利用登録を解除できる広告を掲載しました。上富田町のホームページに掲載されています。町民の中にはホームページを見ることのできない方も多くおられます。広報でマイナ保険証の利用登録を解除できることを載せて、町民に周知することが必要です。広報に役場でその申請ができるとのことも含めて載せるべきではないでしょうか。

加えて、町民の中には、健保組合、協会けんぽ、共済組合などに加入する方もおられます。上富田町民なので、健保組合、協会けんぽ、共済組合などに加入する方は、加入する保険事業者に問い合わせればできることも載せるべきです。１２月２日に保険証の新規発行が停止されましたので、できるだけ早く知らせるべきです。

私も先日、母の登録解除を行ってきましたが、解除すれば資格確認書が送られてきますので一番安全な形となります。ぜひ広報で住民にきちんと知らせるべきではありませんか、答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えします。

マイナンバーカードの保険証利用登録は任意の手続であることを踏まえ、マイナ保険証の利用登録解除につきましては、国からの通達により各医療保険者で解除申請を受け

付け、解除を行うこととされています。

10月末より申請の受付を開始するに当たり、町ホームページへマイナ保険証の利用登録の解除についてとして、解除申請書の様式等を掲載し、住民課保健班では国民健康保険及び後期高齢者医療につきまして、登録解除申請の受付をしております。

広報の掲載につきましては、厚生労働省の政府公告なども参考にしながら、ほかの医療の方もおりますので、解除の方法だけでなく見て分かりやすい記事となるよう、広報担当とも記事の掲載ページ、裏面に印刷すると皆さんの目によく届くとか、そういう時期も相談しながら進めてまいりたいと考えています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

上富田町は、早くホームページに解除の方法を載せてくれたなと私は思いました。田辺市のホームページを見ても載ってはいませんでした。電話をすると書類を取りに来てくれたら出しますよというような感じで、住民には周知されていないなと思いましたが、上富田町はすぐにホームページに掲載してくれたのはうれしかったなと思います。

ただ、先ほど言いましたが、ホームページを見られない方もおりますので、できるだけ早くそのことを周知していただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

これで、9番、吉本和広君の質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（松井孝恵）

再開いたします。

引き続き一般質問を続けます。

6番、正垣耕平君。

正垣君の質問は一問一答方式です。

安全な夏を目指して（熱中症ゼロを目指す取組み）の質問を許可いたします。

○6番（正垣耕平）

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

今回の質問は、安全な夏を目指してとして、主に夏の暑さ対策、熱中症について、少年スポーツでの熱中症リスク対策、高齢者の熱中症予防、また、最後に役場職員の暑さ対策、快適な働き方について聞いていきたいと思っています。

また、この一番冷え込みがきつくなった、今朝やったら体感温度2度とか言うていたな、こんな時期に熱中症の話をするということで、質問の通告を出したあたりから何でこの時期にやるのと、やるんだったら夏違いますかと、そのような話をたくさんいただきました。すごく分かります。何でこの時期なんだろう。また、お昼前に熱中症の話か。この時間もそうですね。と思って質問しています。

でも私は、しっかりこの夏の暑さの振り返り、そしてまた、来年の暑い時期に向けて、これからこの時期から対策をしてしっかりと準備をすることが考え方も含めて必要ではないか、今だからできることがあると思っております。そのあたりを皆さんと一緒に考えながら、また、夏の暑さをご自身はどう乗り切られたか、周りはどう対策をしてきたか、そういったことを思い出しながら共に考えていただけたら幸いです。

今年の夏も本当に暑かったです。熱中症警戒アラートの発表の回数も年々増えておると聞いています。全国の熱中症で残念ながらお亡くなりになった方、死者数の推移についても、2012年では727人でしたが、2022年は1,477人とここ10年で2倍以上に増えています。今はもうめっきり冷え込んで、冷え込みがきつくなりましたけれども、先月の頭ぐらいまではたしかちょっと暑い日もあるなとか、昼間作業したら汗かくなと言うていたようなことも覚えております。

今後、日本は春夏秋冬の季節の移ろいが感じられる四季の国からすごく暑い夏と真冬、この2つ、こんな国の形になっていくのではないかととも言われております。そんな中で、町民の安全はもちろん、生命を守るという大前提を第一に、先ほど述べました熱中症によりお亡くなりになってしまう方、これは絶対出たくない。準備、対策により防げるものですから、ぜひ熱中症ゼロのまちを目指して、行政がその取組の先頭に立ってほしいと強く望んで質問に入りたいと思います。

まず、少年スポーツでの熱中症リスク対策についてです。

現状把握と課題についてです。

まず、少年スポーツの現場で熱中症リスクに対する現在の取組、指導者も含めてです、と少年スポーツ指導者への熱中症予防に関する教育や啓発の状況、また、今後行政として支援するものがあればお教えいただきたいと思います。

○議長（松井孝恵）

教育委員会事務局長、瀬田和哉君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

よろしくお願いします。お答えします。

現在、SEACA主催、体協共催で指導者研修会の開催や救急救命講習を通じ、指導者への熱中症の基本的な知識を習得できるような取組を行ってございます。また、スポーツ少年団、所属団体等では毎年、競技団体別で熱中症対策等の研修会が開催されており、あらゆる機会を通じ指導者の知識向上に努めているところでございます。こういった研修や各団体が作成しましたガイドラインに沿って定期的な休憩や小まめな水分補給を行うなど、実施しているというところでございます。

今後もこのような機会を設け、指導者への啓発の取組は継続していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

スポーツ少年団としては、指導者に毎年必要な講習なりを受けてもらったりしているということで、新しく指導者が変わられてもしっかりそのような部分は担保されていくということで認識して、一旦はこの部分の課題はないと思って、もう次の質問にいきたいと思います。

設備面での対策になります。ここの質問は、ちょっと上富田スポーツセンターに限った質問にさせてもらおうかなと思っております。

この間、人工芝の張り替えも仕上がって、もう本当に環境はどんどんよくなっているという状況なんですけれども、練習場において夏、日陰の確保ですとか、涼しい場所を探して大変な状況になっているというのは、競技に関わる方やったら誰でも想像がつくところやと思います。やっぱりミストシャワーの設置ですとか、熱中症を予防するための整備はたくさんあると思うんですけれども、それらの検討ですとか、あと熱中症を引き起こさない。利用者も含めて、チームや団体にさらなるお願いをしていく必要があると考えるんですがいかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

振興課長、平尾好孝君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

スポーツセンターの設備面での熱中症対策は、決して正直言って十分ではないと思っています。とはいえ、テニスコートの休憩所に日よけのタープ、そういったものを設置

したり、大会時には管理棟や研修棟という冷房の効く部屋があるんですけれども、そういった部屋を予約していただき、冷房で冷やし、選手の体調が悪くなったときに休憩所として開放したりとか、そういう対策は取っております。

また、スポーツセンターの人工芝及び天然芝における水分補給ですが、従来は真水のみ飲水がオーケーということだったんですが、これは天然芝だったら枯れるとかそういった問題があるので、ほかのスポーツセンターでは今でも真水のみというのがありますが、上富田スポーツセンターでは、熱中症対策として現在はスポーツドリンクもオーケーにしていますし、しっかりとそこで糖分とか塩分、そういったものを取っていただいております。

また、基本的には各競技団体が仮設テントを準備し、各競技団体の熱中症対策のガイドラインに沿って活動していただいております。一例を挙げますと、少年サッカーの場合、熱中症指数計、そういったものをグラウンドに常備しまして、熱中症の注意レベル、4段階あるわけなんですけど、その中で危険と一番赤くランプがつくわけなので、その危険というそういう表示が出た場合、試合中であっても一時ゲームをストップして様子を見るとかそういう対策をしたり、試合中にクーリングブレイクという制度がありまして、試合中に一旦ゲームをストップして、3分間各チームが準備したテントの中で飲水を取って体を冷やして、そういう対策を取ったりもしています。

全て各競技団体にそうした熱中症対策のガイドラインというのがありまして、それに基づいて対応していただいております。日よけのテントもスポーツセンターで準備するということもたまにはありますけれども、ほとんどの施設は各チームが準備して対応を取っていただいていると、そういう状況であります。

また、今回新設しました多目的グラウンドの人工芝、これにつきましては、温度の抑制のゴムチップ。黒でしたら温度が上がってくるんですけれども、ちょっと茶色に表面ですけれどもゴムチップを変えまして何度かの温度を抑制すると、そういう対策も今回は新たに取っております。

ただ、もうご存じのように球技場とか多目的グラウンドとか、そういったところには日よけのそういった設備は一切ありませんので、それにつきましては、今後地球温暖化の関係もありますし、何らかの研究をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

人工芝がなくて遮熱効果ですか、輻射熱とかがましになるよとかいうことも今度夏に

期待されるところやと思うんですけれども。あと、ドリンクのことでもそうです。サッカーでしたら、もちろん平尾課長はご存じですけれども、水分の休憩が新しく入ったり、これも競技団体でいろいろ工夫されておるところやと思うんです。野球でしたら、それこそベルトして長ズボン履いてやるようなスポーツですけれども、練習は半袖半パンでやるような団体も出てきているということも聞いています。

今、ちょっと僕から質問させてもらったのは、設備面のところです。クーリングの部分、ミストシャワーの設置とか、製氷機もそうですけれども、今言われたのは、いた選手たちがこういうふうにご経過しているというのは、また対策はできているよという話やったと思うんですけれども、いろんなところから上富田町を選んで来てくれていますので、そのような団体さんの中から熱中症を引き起したくないというのも1つあります。

そのために1つですけれども、アナウンスの必要性もあるかなというふうに思っています。放送設備もありますし、例えばもうこの温度を超える日については、2時間に1回とか暑さに警戒してくださいとか、そういった時間をつくりましょうというようなアナウンス。これも人が流すのでなくて自動で流すというようなことも、もう本当に一つの注意喚起でやっと休める子供も大人もいるんじゃないかなと、指導者も含めてそう思っています。そのあたりいかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

アナウンスにつきましては、本当にこれは一つの対策だと思っていますので、検討はさせていただきます。

ただ、そちらにつきましては、今、指定管理として南紀ウエルネスツーリズム協議会、そちらのほうにいただいていますので、そちらのほうとも相談しながら、あそこは1つの放送設備で全部が放送できるわけではなくて、球場は球場、多目は多目、野球場は野球場なので、特に球技場とかは放送設備を持って行って初めて放送できる、そういう今の設備状況ですので、そういったところも考えながら対応していきたいと。

例えば、予約に来たときにそういったチラシを1枚、許可すると同時に渡すとか、そういった対策を放送だけに頼らずにちょっと考えたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

では、またアナウンスもそうですけれども、ミストシャワーですとかいろんな日よけ

の対策、これもまた暑さに応じていろんな声を聞きながら進めていきたいなということをお願いして次の質問に移ります。

緊急時の対応とまたそれらに関わる、それに付随することになりますが、その体制整備についてお聞きしたいと思います。

先日、この質問の中で田辺市消防本部上富田分署さんで夏の出動の状況についてお伺いしました。熱中症による救急要請ですけれども、出動は町内に限って2023年で20件、今年2024年は18件で、いずれも5月から9月までの5か月間です。最も出動が多いのは、僕は8月とか9月の一番私用も多い夏休みとかの間かなと思ったんですけれども、7月が圧倒的に多かったです。というのは、体が夏の暑さにまだ慣れていない時期ということだそうです。この時期に熱中症を引き起こすリスクが高いということでした。中にはスポーツセンターへの出動もあり、活動中の小学生から要請があったということが1件とか、他県から来ているラグビーのチームから1人ということで対応したということもお話を聞きました。

スポーツセンターに行ったのはこの2件だったんですけれども、私も去年まで主に小学生のサッカーの保護者会として携わっておりました。やっぱり救急要請まで至らなくても、他のチームの子供を一旦涼しいところに寝かせて、とにかく氷で冷やして涼しい部屋で待機して、もう最悪帰ってもらったりとか、元気になったからさあ戻っておいでというようなことももう何人も見てきたので、実質救急は2件でしたけれども、非常に多い、発症しているというか、ぎりぎりだったというケースというのもたくさんに上るんやなということはもう容易に想像ができます。

そこでお聞きしたいんですけれども、熱中症が発生した場合の救急体制、これは当たり前ですけれども、あとAEDとかあと冷却資材、これの配備状況について改めて確認したいと思います。いかがですか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

今のスポーツセンターの設備、特にAEDの配置につきましては、ホームページのほうにも掲載させていただいておりますし、遠くからでも分かるように、ここにAEDがありますよというそういった看板みたいなもの、小さいですけれどもつけさせていただいております。

一番大切なのは、設備もちろんそうなんですけれども、各指導者、コーチの方々がそういった講習を受ける、心肺蘇生法の講習を受ける、または熱中症になったときどういう対策をすればいいか。今お話しされていたように、患部を冷やすとか、日陰で

スパイクとかストッキングを脱がせてそういう対策を取るとか、そういった対策をいかに築くか。特にスポーツしている子供たちというのは、ぎりぎりになるまで自分の体調が分からない子供が多いので、例えば口数が少なくなってきたりとか目がうつろになってきたりとか、そういったのも注意しながら見ていく。それも指導者講習会の中で対応していますので、そういった対策が今後も大事なかなと思っています。

あと、設備につきましては、今言われたようにミストが大事とかスプリンクラー。田辺市のスポーツパークでしたら人工芝をスプリンクラーで冷やすとか、そういう対策もしていますけれども、それは今後の費用面も含めてどの程度対応すればこの対策に対応できるのか、そういうのも研究していきたいと思いますけれども、まずは僕も日よけが大事なかなというのは思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

今AEDとか心肺蘇生とか言いましたけれども、熱中症の症状とかのいろんなことにコーチ陣、指導者の方、保護者も含めて対応していってもらわんといかんところやと思うんです。

今言った冷却資材というのは、今課長が言っているように日よけもそうですけれども、先ほど言われた暑さ指数、これはもうその日の気温と湿度とあと照り返しですか、そのようなことで条件を出されて出るものやと思っていますので、なかなか変えることは難しい。でも競技も、気候条件はこちらで変えられないので、そのあたりをいかにその場所で活動している子供たちが涼しく過ごすかということで、暑さ指数に表れない部分でも耐えていくといえますか、乗り切っていくというのが重要なことやと思うんです。

ただ、でも先ほど言いましたように、それでもその日のそれこそ条件といたら、これは隊員さんにお話を聞いたんですけれども、睡眠の不足、あと朝の食事、その日の温度、湿度、自分の体温管理ができていなかったということ、そういった条件で子供たちの場合だったら圧倒的に汗をかく量が多い。このことで異常が出ますと。課長言われたように、それこそ表情を見たりとか受け答えを見て、あ、これはおかしいなと思ってすぐ対応していただいているからこそここまで至っているんやと思うんですけれども。

ただ、でも一旦しんどくなって寝て、チームとしても対応するけれども、やっぱりそれにも必要な物を用意しないといけないということで、ちょっと今通告していなかったんですけれども、1点追加で質問したいと思うんですが、暑さ対策に係る費用というのは、今課長が言われたスポーツセンターに限っていろんな、僕も質問しましたけれども、

例えば日よけがついたり資材が導入されたりということもあるんですけども、おのこのチームで用意して熱中症を防ぐ、なったときにはしっかり助けるというようなことに対して、この費用、その使途を明確にした上で熱中症対策とか暑さ対策費用ですよということで必要に応じて行き渡るような予算というのも僕は必要やと思っているんです。そのあたりの必要性についてお考えいただけたらと思います。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

それは恐らくスポーツ少年団体への助成の一つだと思うので、本来であれば教育委員会だと思うんですけども、私はスポーツ少年団の指導もしていますので、その肌感覚で申しますと、やっぱりそこはチームの対応かなと思っています。

例えば、ほとんどのスポーツ少年団体はSEACAに加入してまして、SEACAのほうでも年間4万か5万の補助が出たり、それを遠征費に使ったりほかにもいろいろ使ったり、使途はいろいろなんですけれども、そういったところでテントを買うとか、今ミスト、こういう霧のように吹くミストがあるんですけども、ポンプで、そういったのを買うとか。それはそのチームの判断かなと思っています。サッカーの場合でしたら、そういった熱中症対策のクーラーを買ったりとかそのミストを買ったりとか、そういうことにちょっとお金を使わせてもらっています。

でも、とはいえ、SEACAとか体協とかでいろんな研修があるときに、やっぱりこの熱中症対策が大事ですよということを今後も指導者に伝えていきたいと思っています。その補助につきましては、僕のほうからはちょっと回答は差し控えさせていただきます。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

一旦チームのほうでやってくださいというようなことやと受け止めるんですけども、その基になるのはやっぱり予算やと思っています。スポ少のことについても。

なので、次の質問に移っていきたいと思うんですが、少年スポーツクラブや学校との連携ということでお聞きしたいと思います。

スポーツ少年団のことですけども、スポーツクラブもそうですね。連携を取っていかんとちょっといろんな差が出てくるんじゃないかなということで、非常に注意して見えています。

あと、学校との連携については、日程とかのことです。これは子供に限ったことではないのですが、質問していこうと思います。

体育館についてなんですけれども、これは保護者の方からちょっとお聞きした話なんですけれども、中学校の体育館、小学校の体育館というのは夜とか、あと日中も別の団体、大人の団体、高校生の団体とかにお貸ししていることになるんですけれども、学校内だからということで自動販売機が設置されていないと。外に行けばあるんですけれども、一旦学校には置けないよというようなことをお聞きしたということです。やっぱりスポーツドリンクとかお水に限っては常備されておくほうが安心・安全やと、普通に考えてそう思っています。なので、このあたりは学校内だからということをちょっと考えを改めるといえるか、一旦今の暑さに照らしてもう一度協議していただけたらというのが1点と、あと、各種日程のことです。

運動会の日程とかは、それぞれの地区で季節行事とか、昔だったら梅とかそれこそ田植の時期とか稲刈りの時期とかを考えての調整をしてきたという歴史を聞いたことがあるんですが、まずこの暑さで、10月とかはまだまだ暑いんです。かといって寒いときにやるのがいいとは僕は思いませんけれども、ただ、熱中症で倒れたりとか、もう並んで挨拶を聞いているときに倒れちゃったりとかいうことも見たこともあります。もちろん日程もそうですけれども、中身についてとか、いろんなことを求めに応じて柔軟に対応していただきたいというのが2点目です。

あと奉仕作業。今年は私、上富田中学校の清掃奉仕に初めて参加させてもらったんですけれども、夏休みの朝7時か8時からスタートしたんですけれども、もうとてもじゃない暑い日だったので作業効率はもちろん悪いですし、先生に何でこの日を選ぶんですかというような話をしたこともあるんですが、何かもうちょっと工夫してより皆さんに出てきてもらいやすい日にやるほうがよほど参加率も高くなるしということがあります。もちろん保護者会で求めていくべきことやと思うんですけれども、何か日程の条件とかでどうしても外せないとか理由とかがあったらそれも聞いておかないといけないのでお聞きしたいと思います。この3点です。

○議長（松井孝恵）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

よろしくお願いします。

まず、自動販売機のほうです。

お答えいたします。

令和4年6月9日付の京都新聞のほうで、滋賀県守山市内の市立4中学校で自動販売機の導入が検討された記事が載ってございました。保護者からは脱水予防や水分補給の面で歓迎の声が上がる一方、現金の管理方法や生徒同士の貸し借りなどのトラブルの種

になり得るとの懸念もあるとのことで、十分に協議が進められないまま一部の学校に設置されたとのことです。程なくその自動販売機についてはちょっと撤去されたそうで、なぜ撤去されたのかなというところ辺も含めてちょっと見てみますと、守山市の教育委員会さんのほうでやっぱり金銭トラブルの管理。

まず第1に、自動販売機の設置につきましては、学習指導要領のほうで教育委員会のほうの範疇ではなくて、やっぱり学校の現場のほうで協議されるべきものであるというのが第1条件でありました。守山市の教育委員会さんとしては、現場で金の問題、貸し借りでやはりトラブルになるとかいうところ辺が、学校の範囲内であれば学校の責任であるというようにところ辺が問題になるのかなというふうに思います。というのが、外へ出たらローソンの前でもどこでも自動販売機はあるので、そこで金の貸し借りとかトラブルはあるのかなとかいう問題は、そこはちょっと懸念されるところはあるんですけども、そういったところ辺で市民の意見でいうと、これからの時代が違うんやから置いたらええん違うんと、金銭トラブルとは全然分かりませんというような意見もありますし、保護者の意見からは、やはり弱者の立場になるような生徒の声かも分からないですけれども、金銭トラブルが心配ですというようなお声もあるようです。

総じてやはり現場でそういったところ辺のトラブルの要因をしっかりと研究して、目的は何ですかという、やはり学校での水分補給、要は熱中症対策というところ辺を鑑みますと、検討はすべきものなのかなというふうには考えております。

導入に当たっては、考えられる懸念事項に対応できる一定のルールづくりを行うなどリスクのマネジメント、そういったところ辺の提示も視野に学校側に協議をお願いしたいと考えております。また、学校側が導入できないのであれば、どう対応すべきかというところ辺も含めて研究していきたいなというふうに考えております。

教育委員会としましては、学校施設整備としては冷水機の設置を行ってございます。学校側へは、授業やクラブ活動においては小まめな水分補給、休息を行うことはもちろん、個人の体力の格差。先ほど平尾課長も言っていたように、やはり現場で起こるわけですから、それをどの時点でその子の体調を見ながら見極めていち早く対応するのかというのを一番重要に考えておりますので、そういったところ辺のきめ細やかな監視を行うなど、しっかりとした熱中症対策に取り組んでいただくようお願いしていきますのでご理解のほどよろしくをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

あとの質問は。

教育委員会事務局副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えいたします。

運動会奉仕作業の日程調整につきましては、学校での判断となります。学校によりましては、地域の運動会として学校、保護者、地域と相談の上、実施いただいているところもあります。

教育委員会としましては、運動会は児童にとって大切な経験であり、学校や保護者、地域のニーズに合わせた計画を立てることで充実した行事になると考えています。現在、町内の小学校3校と中学校は春の開催、2校は秋の開催となっています。この開催時期につきましては、各校の年間計画であったり、学校運営協議会、また、運動会実行委員会等で考え方は違ってきます。

また、奉仕作業においても、日程、方法等を十分検討し、特に安全と健康面への配慮を考えた上で無理がなく適切なものとなるよう、また、暑さ対策を講じられるよう学校側へは柔軟な対応を要望し、より多くの保護者が参加しやすい環境になればと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

奉仕作業、それも合わせて今のとおりですか。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

はい。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

丁寧な答弁ありがとうございます。

自動販売機のこと、なるほど、それを聞けば納得です。ただ、守山市とか、探さないとないぐらいに設置されていないんやなというのはちょっと驚きなんですけれども、子供たちのそれこそ現金の取扱いのところに注意が必要やというのは、これはよく分かりますし、いろんなほかの問題が出てくることも分かります。

ただ、ちょっと求めたのは、ほかの団体も使うよということと、あと冷水器はしっかり設置されていますけれども、いざというときのこともあります。自動販売機やったら取り出せます。いろんな面を考えて、今、この暑さの話をしておるところなんです。先ほど運動会の日程のことでも地域の声を聞いてということがありましたけれども、そういうところに一旦、今後暑さというところ、あと温度も見て、気温も振り返りながら、本当にこれは適正かというところを何か考える条件に入れていただきたいなというふう

にお願いするところです。

また、学校でのこと、日程とかのことはそれこそ学校で決めないかんし、場所のことも学校で決めていくんですけれども、何かそういう話があった際には、ぜひとも暑さのことなので対応していただけたらなと教育委員会にはお願いをしておきたいと思います。

以上で、次の質問へ移らせてもらいます。

○議長（松井孝恵）

正垣耕平君の質問の途中ですが、13時30分まで昼食休憩といたします。

休憩 午前 11時41分

再開 午後 1時26分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

6番、正垣耕平君。

○6番（正垣耕平）

午前に引き続き一般質問を続けてまいります。

2つ目の高齢者の熱中症予防についてとしてお聞きします。

まず、施設の利用促進ということでお聞きしたいと思います。

よく高齢者の方のおうちとか近所とかを訪問することがあるんですけども、仕事でも行くんですが、夏場、本当に体温調節大丈夫かなと心配するような場面に遭遇することがあると思います。職員さんの方も触れる機会がよくあると思うんですけども、そういった方のこともすごい心配なところがありますのでお聞きしたいと思います。

暑さをしのぐための避暑施設としてクーリングシェルター、これがあると思うんですが、利用について、運用状況などをお聞きしたいと思います。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、笠松由希君。

○住民課副課長（笠松由希）

お願いします。お答えします。

クーリングシェルターの説明をさせていただく前に、熱中症警戒情報と熱中症特別警戒情報についてご説明させていただきたいと思います。

議員さんも最初、ご質問の一番最初に入る前に、熱中症警戒アラートがすごく今年は

たくさん出たというお話をされていまして、私もこのシェルターの話のご答弁を作らせてもらう前に、確かに今年すごく多かったなと思って、今までどのぐらい出ていたかなという形でちょっと傾向として調べさせてもらいました。

令和3年（2022年）には全国で613回、令和4年は889回、令和5年が1,232回、令和6年は1,722回とぐっと令和6年が本当に増えていました。和歌山県だけで調べますと、令和3年は15回、令和4年は32回、令和5年が38回、令和6年が65回となっていました。全国的に見ますと、2023年は一番多いところが42回、和歌山県は38回で全国で4番目に多かったんです。令和6年度（2024年）に関しましては、全国1位が長崎県で67回、和歌山県の65回が2番目という形で、すごく暑い夏だったなというふうにその数字だけで見て感じました。

そしたら、熱中症警戒情報と特別警戒情報の説明をさせていただきます。

令和5年の気候変動適応法の改正により熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法律に位置づけられ、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報、特別警戒アラートと通称を言うんですけれども、こちらが創設されました。同法に基づき、環境省は従前から運用してきた熱中症警戒アラートに加え、気温が特に著しく高くなり、熱中症になる人の健康に対する重大な被害が生じるおそれがある場合に新たに熱中症特別警戒アラートを発表することとし、令和6年4月24日から運用を開始しています。

環境省のホームページからの引用になるんですけれども、熱中症特別警戒アラートは環境大臣が発表するもので、熱中症特別警戒アラートの発表地域では重大な健康被害が生じるおそれがあることから、自発的な見守りや声かけ等の共助、公助を行ってくださいとなっております。また、環境省と気象庁が共同で発表する熱中症警戒情報も令和6年度の運用を同日から開始する形になっております。

熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートの運用等につきましては、熱中症警戒アラートは北海道、鹿児島県、沖縄県を細分化し、全国を58に分けた府県予報区等を単位として発表されますが、熱中症特別警戒アラートは47都道府県単位での発表となります。発表基準やタイミングにも違いがあり、熱中症警戒アラートは府県予報区内の暑さ指数（WBGT）、こちらが情報提供地点のいずれかにおいて日最高暑さ指数が33以上となることが予測される場合、前日の午後5時または当日の午前5時に発表されます。熱中症特別警戒アラートは、それぞれの都道府県内の全ての暑さ指数、情報提供地点において翌日の日最高暑さ指数が35以上となることが予測される場合に、前日の午後2時に発表されます。

この暑さ指数（WBGT）というのは、最初の質問のときにもこの暑さ指数の話が出

ていたかと思うんですけれども、気温に加え、人体と外気との熱のやり取り（熱収支）に着目した指標で、気温、湿度、日射・輻射などの周辺の熱環境、風の4つの要素を総合的に評価することで人が受ける暑熱環境による熱ストレスを評価し、熱中症のリスクを予測する、熱中症を予防するための指標とされています。乾球温度計に比べ、太陽光や路面からの輻射熱による温度の上昇や湿度による冷却熱の影響により正確に反映できるとされています。

WBGTと熱中症の関係を表す手法として、WBGT温度が31度以上では皮膚温度より気温のほうが高くなるため、特別の場合以外は運動を中止する。熱中症の危険が高いため激しい運動や持久走などの熱負担の大きい運動は避けるとされています。

今回ご質問のクーリングシェルターにつきまして、クーリングシェルターは指定暑熱避難施設となります。こちらにつきましては、令和6年4月1日に気候変動適応法が一部改正され、深刻化する熱中症による健康被害を防止するための熱中症特別警戒アラートが発表された場合、冷房設備が整っていて暑さをしのぐことができる施設としてクーリングシェルターを市町村長が指定できることとなりました。このため、上富田町でも、熱中症の危険が極めて高い暑さから町民の健康を守るため、公共施設等をクーリングシェルターに指定し、熱中症特別警戒アラートが発表された際に開放することといたしました。

クーリングシェルター運用期間といたしましては、令和6年4月24日から10月23日、これは令和6年度の熱中症特別警戒アラートの運用期間になります。上富田町がクーリングシェルターに指定した公共施設は、役場の玄関ロビーや保健センターの2階和室、図書館等町内の6施設で受入れ可能時間や受入れ可能人数等を個別に町ホームページへ掲載いたしました。

令和6年度の熱中症特別警戒アラートの運用期間中に熱中症特別警戒アラートが発表されることはありませんでしたので、クーリングシェルターの開放はございませんでした。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

詳しくありがとうございました。

暑さ指数ですとかは難しい取り方があるんやなと思うんですけれども、実際には暑いということとあまり差はないのかなというふうに思っています。6か所を開設していただいたということで、僕もこの質問を組み立てている中でクーリングシェルターのこと

をお聞きしまして、実際のこの夏の運用を正直知りませんでした。申し訳ないです。行ったこともなかったですし、開設されるという発表はなかったということだったので、これは次の夏どうなるかなというところを思うところなんですけれども。

後にちょっと触れたいんですけれども、クーリングシェルターという名前がもうちょっと、名前は名前で指定しなきゃいけないというのがあるかも分からないんですけれども、避暑、避難施設とかいうのもちょっと堅いなというふうに思っています。だから、もっと発令された際には、普通に来やすい涼みどころとか、そういったことでもいいのかなというふうに思っています。

公共施設、今のところは上富田町6か所ということなんですけれども、場所によっては民間の大きな商業施設とかを指定するというのも聞いたことがあります。実際さぐうかそぐわないか分からないんですけれども、またいろんなことを考えていただきたいなというふうに思っています。

実際、今教えていただいた令和3年からのアラートの数ですといたら、また来年も増えていくのが、普通に考えるとそうかなと思いますので、運用についてはよろしくお願ひしたいというところです。ありがとうございます。

続きまして、見守り活動について、これは長寿課さんにお尋ねしたいんですが、先ほども言いました高齢者の方、熱中症弱者とかと言われているんですけれども、ご自宅じゃなくて外でちょっと服装がまずいんじゃないか。寒さもそうですけれども、ちょっと心配になるような場面がよくあります。この高齢者の孤立というのが一番熱中症のリスクを高める原因になるんじゃないかなというところで、そこを提言したいなと思っています。

地域の見守り活動について、行政としての関与についてお聞きしたいと思います。

訪問した先で危険な状態やなと感じたこととかがあれば教えていただきたいなと思います。というのは、午前中の質問でも子供の熱中症は汗をかいての発症が多いよという話をしたんですけれども、高齢者の方は汗をかいても喉が渴いたということを感じにくいとか水分を取り忘れるとか、こういったことはもう仕方ないことで発生しています。体温調節もうまくいかないというところでさらに危険性が増すとも言われていますので。

そういったところで救急隊員の方にお聞きしましたら、高齢者の方は先ほどの20件、今年でしたら18件か。そのうちの8割は高齢者の方やということなんですけれども、近くの身内の方とか近所の方とかヘルパーさんとかが気づいて、もうすぐ通報に至るといふケースばかりでしたということだったので、長寿課さんとかは特に訪問されることがあると思うんですけれども、おやと思ったこととかがありましたら教えていただきたいなと思います。

○議長（松井孝恵）

長寿課長、宮本真里君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えさせていただきます。

今年の夏は猛暑であり、町内でも高齢者の方が熱中症になられ、包括支援センターが対応したケースがありましたのでご説明させていただきます。

1つ目のケースは80代男性です。訪問時はエアコンを使用するよう説明しても、訪問後は体にエアコンの風が合わないという理由からエアコンを切ってしまうという方がおられました。新聞配達の方から新聞がたまっているとの情報が入り、担当ケアマネジャーと訪問したところ、呼びかけに応答がないため消防へ通報。救急車で運ばれ、熱中症と診断、入院となりました。

2つ目のケースは80代女性です。熱中症のリスクについて説明を夏前から開始。ヘルパーの訪問時にはエアコンをつけたり声かけを行っていましたが、自身で温度を上げたり、エアコンはもったいないとの理由から切っておられることもありました。ヘルパーが訪問したとき、本人から体調不良の話があり、体温を測定したところ37.8度あったため、エアコンをつけ、水分補給、クーリングをし、病院にも受診したところ、熱中症の診断を受けたケースもありました。

包括支援センターでは、月1回ケアマネジャー、上富田消防の方にお集まりいただき、地域ケア会議をしております。そのときに上富田消防の方に熱中症予防について説明をしていただき、定期的に高齢者の利用者宅に訪問されるケアマネジャーから、訪問の際、熱中症の予防の説明、声かけを行っていただくようお願いしています。また、地域包括支援センターの職員も訪問や相談時にチラシを配り、熱中症予防について声かけをしております。

生活支援サービス等の配食サービスを利用されている方については、ボランティアの方から配食の際に見守りや声かけが行われております。その他、まちかどカフェなどの介護予防教室など様々な機会を捉えて声かけ、見守りを行っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

実際のケースも今教えていただきました。すごい危険な状態やったというところで、無事入院できて、恐らく自宅に帰られていると思うんですけども、ほっとしているところですけども、非常に危ないなというふうにも思います。

ただ、次に啓発活動の展開ということでお聞きするんですけれども、今、もう言っていた中に包括支援センターがチラシとか、それこそ消防の方の指示も受けて周知を図ってくれているということなので、もうできることはやっていたいているというふうに理解をしています。

ただ、毎年夏はやってきますので、よりやっぱり分かりやすく周知していく。本当に危険やということと暑さに対する注意喚起というのは、町の広報分野をしっかりと使ってやっていく、情報発信していくということのも大事なことでなかろうかと思います。

長寿課さんにお聞きします。

今言っていた訪問時の啓発とかチラシを置いていくとかいうことのほかにどうやって、それこそ孤立の高齢者の方もそうやし、どうやって熱中症の危険性を回避していくかということ、注意喚起をしていくかということを改めてお聞きしていいでしょうか。

○議長（松井孝恵）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

お答えします。

先ほどお話しさせていただきましたように、高齢の方は今までの生活様式を変えることが難しい方や暑さを感じにくくなっている方も多いため、広報や訪問時の声かけだけでは行き届かない場合もあります。身近な周囲の方からの声かけもお願いするとともに、今後も高齢者への声かけや見守りを継続していきたいと思います。また、町の広報やホームページへの掲載につきましても今後行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

繰り返しになりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

生活様式を変えづらいと今おっしゃいました。僕も扇風機1つと、こういう過ごし方を毎年してるんやと言われたことがあるんです。窓を閉めてクーラーつけなよと言ったら。長年の経験とそれこそ知恵で乗り越えてこられたんやと思うんです。ただ、暑さが変わっているということはこれもしっかり受け止めていただいて、過ごし方とか、あと便利な体を冷やすものとかドリンクとか、いろんなことが変わってきていますので、そのあたりも随時教えていただけたらなとよろしくお願ひしたいと思います。

あと、クーリングシェルの広報についても、もう一度住民課副課長のほうにお聞

きしたいと思います。

これもどうやって今度開設されたときに、これは前日に分かるということだったので、明る日、何かそこで涼めるんやよということを周知していくために、どうやった機会を使っていこうと考えますか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課副課長（笠松由希）

お答えします。

令和7年度につきましては、熱中症特別警戒アラートの運用期間というのが、こちらが環境省のホームページによる熱中症予防情報サイトの情報提供というのが4月下旬開始予定という形に今は発表されております。

クーリングシェルターにつきましては、熱中症予防と併せて、町ホームページのほかにも広報紙、例えばLINE等でお知らせするとか、そういう形で周知広報していればいいかなというふうには思っております。

あと今年度につきましては、ホームページ掲載が7月と暑くなってくる頃ではありました。それが今年度からスタートしたことというのもあったんですけども、もっと早い段階で熱中症そもそもの予防のことと併せて、ホームページ等をご覧になれない方に見ていただくのであれば、町の広報のほうも十分活用していけたらいいのかなというふうにも思っております。

あと、県内のクーリングシェルターの指定している市町というのが、10月18日時点では県内で10市町になっていました。上富田町がホームページに掲載したときはたしか4つか5つか、その程度だったと思うので、ちょっと段階的に今年度は県内でも増えたかなというふうにはあります。あと、公共施設ばかりになりますので、使っていた時間というのがどうしても限られていますので、また来年度に向けては、いろんな形で検討もしていけるのかなというふうには感じています。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

十分だと思います。公共施設が開いている間涼めたら、それこそ日中の一番暑い時間に家でエアコンをつけるのも今なかなか難しいと言われる方も多い中で、非常に助かるなというふうに思います。

ただ、ちょっとLINEのことを今おっしゃってくれましたが、町の公式LINEを

推し進めて言ってきた立場ですけれども、なかなかこのLINEでの情報が実際対象になってほしい方々に届くかどうかというたら、もう疑問です。でも、どうしてかは伝えていかなければいけないというところで、県のほうで何かラジオとかいろんなところに広報をかけてくれるのかなとも思うんですけれども、もっとこの方法はないかなというふうに思っています。例えば東京タワーですと色が変わるとかそんなものが、ランドマークがあればいいですけれどもなかなかない中で、そやけど知ってもらわなあかんというところで工夫が必要なのかなというふうに思います。もちろんLINEで広報していただいて、身近な方が声をかけていただくというのも一つの方法やと思っていますので、これは引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。

最後になりますが、役場職員の暑さ対策と快適な働き方についてとして質問させていただきます。

これももういつも以前からのことばかり今日は質問していますけれども、役場の職員さんも、それこそ建設課とか上下水道課の皆さんは外回りに行つて草刈りをしたりとか、現場の立会いで日中外におられて汗だくで帰つてきて、そこからデスクワークに向かっているという姿もお見かけしたことは何度もあります。大変やなと思う中で、これは仕方ない、仕事なので、暑さと言うていられないということもよく分かるんですが、僕らも草刈りをやって帰つてきて、本当に体がもう次に何もできないというようなぐったりした状況になることはあります。これは夏にいつもあるんですが、1人で作業されていないというのは1つ安心なんです、この暑さ対策について、やっぱり外回りの職員さんについては、いろいろ考えていかなあかんというふうに思っています。

質問したいんですが、炎天下の作業を行う職員さんに対して、この暑さの対策、暑熱環境といいますか、この現状の把握。もう見たら分かつとるという話なんですけれども、一旦どのように把握されていますでしょうか。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

近年の夏の暑さにつきましては、非常に厳しい暑さであることにつきましては認識しておりますし、炎天下で作業を行う職員や外回りを担当する職員の暑熱環境につきましては、制度としてその状況を吸い上げるといったことはしておりませんが、配慮を要する状況にあるといった認識はしております。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

把握はしていただいているが、特別どれだけ暑かったですかみたいなことは吸い上げていないですよということですね。もちろんそうやと思います。ただ、最後に配慮する状況にあるとお伺いしましたので、次の質問にいきたいと思います。

この配慮すべき暑さがあるということは認識していただいている上で、職員さんの健康面とか、それこそ暑いときに作業することが本当に効率的なのかとか、安全面も含めて現時点で課題とされている、思われている点がありますか。

○議長（松井孝恵）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

炎天下や高温となった室内での作業などは熱中症を予防しながら取り組む必要があること、また、そういった環境下では大きく作業効率が落ちることは理解できますが、優先すべきはやはり本人の健康面、生命を第一に考えるべきことだと、そこが課題だと考えております。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

相反するというか、そこまで違うかなと思うんですが、優先すべきは本人の健康面、安全第一、命を第一にということは、これはもう当たり前の基本の基本やと思うんですが、その上でそれでも必要性はあるから外へ行く。でも、帰ってきたら同じ業務をこなさないといけないという。ただ、働き方にはそれぞれ差があると思うんですよ。課によって。

その中でやっぱり特別に必要になってくるものもあると思いますので次にいくんですが、空調服を僕、今年の夏もちょっと買いそびれて、絶対要るなと思っているんですけども、来年こそはと思っているんですけども、ここにファンのついた、いろんなところにあるんですけども、ああいった外の現場の作業をされている方とかもほぼほぼ夏は常備されているものなんですけど、そういったものを役場の職員さんの方でもつけている方、つけていない方がおられて、聞きましたら、やっぱりあるとないとは大違いやと、すごい助かっているし、ただ、自前でこれを用意しているんやよという話も聞いたことがあります。ただ、ああいったものというのは、職員さんが安全、快適に働くために必要なものやと私は考えております。これも道具というふうに考えて思っております。

す。

今、2つの質問で、やっぱり健康面とか命を大事にしていけないといけないことが基本であるということをお伺いしましたので、これらの導入について何か問題があるのかなというふうに思うんですが、こういった装備と言ったらあれかな、空調服ですとかほかの冷却資材の導入についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（松井孝恵）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

まず、職員安全衛生管理規程、こちらの第3条に所属長の責務といったものをうたっております。「所属長は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の安全と健康を確保するよう努めなければならない」、そのように定めております。その定めていることを踏まえてですけれども、今ご質問いただきました空調服のバッテリーや空調ファンといった備品相当に該当するものにつきましては、各担当課のほうの判断によって、必要に応じて配備していただければと考えております。

ただし、冷却タオルであるとか軽微なものにつきましては、もう各自で準備していただければと、準備していただく範疇ではないのかなと考えております。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

答えをいただきました。

所属長の責務というところで考えるとそうやということで、各課の判断ということが大きいのかなというふうに思うんですが、これからこういったのが必要やという声が出てきましたら、積極的に導入とか各課で判断していただくのはもちろんですけれども、建設課、上下水道課と今僕は言いましたが、そこに限らず、いろいろ必要になってくるのなら中で回していただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問にまいります。

作業スケジュールの柔軟化というのも一つの考え方かなというふうにあります。もう草刈りの話ばかりになりますけれども、だったら午前中にしようとか、夕方涼しくなってからしようとかいうのも皆さんがやられていることやと思うんですが、なかなか役場の仕事時間は決まっていますから、その中での調整というのは非常に難しいところがあるのかなと思うんですが、やっぱり時間の配分とかこの日にするのがいいかどうかということはスケジュール調整が非常に必要やと思っているんです。

特にこの今言った6月、7月、8月、このあたりというのは警戒すべき期間やと思いますので、このあたりについて、大きく年でここを草刈りしなきゃいけないとか、要望で来ているからここは刈らないといけないということもあると思うんですけども、一旦ここまでは待ちましようとか、そういったスケジュールの柔軟化ということを含めて無理のない働き方を求めているんですけども、こういったところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松井孝恵）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

日程を考慮できるもの、動かすことができるようなものにつきましては、猛暑日为了避免して実施する。また、作業時間帯につきましても、最も高温となる昼間の時間帯を避けるなど、そういった対応につきましては、既に各課において取り組まれているところであると認識しているところでございます。

また、少し無理のない働き方をといった点についてなんですけれども、夏場につきましては、熱中症対策の意識を高めるために各課所属長への呼びかけを実施するなど、注意を喚起する方法については今後検討していきたいと考えております。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

検討していただけるということで、ほんで、既にやっていらっしゃるということも今伺いました。中でうまく調整してくれているということだと思っておりますが、ただ外注というんですか、外に頼む仕事、そのあたりもしっかり事故のないように検討の中に頭を置いておいてもらえたらなと思います。改めてですけども。

では、最後なんですけど、ここからはちょっと町長にお聞きしたいなと思っています。

今言ったこと全てなんですけれども、職員さんからの意見ですとか提案が今後あった場合、どのようにこれを聞いて暑さ対策に反映していくかということを教えていただきたいと思います。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えをします。

何よりも優先すべきは、先ほども申しましたが職員の健康、ひいては生命を守ること

です。既に各課においては対応していることの認識はしてございますが、職員から意見や提案があった場合には速やかに検討し、取れるべき対策については迅速に取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

迅速に対応していく、検討していくということ、取れるべき対策は取っていただけるということで今お聞きしました。そこはよろしく願いしたいというところなんです、もうちょっと少し踏み込んでいきたいと思います。

気候変動、ほかの施策でもいろいろ気候変動のことで触れられて施策を打っていらっしゃると思うんですが、今回の質問でいうたら温暖化が根っこです。今回は子供から高齢者まで、暑さというテーマでどなたにも起こり得る危険性を話してきたわけなんです、行政として守れる部分、これはたくさんあると思っています。それで自分の身は自分で守る。先ほど自助共助の話もありましたが、それは基本やと思うんです。ただ、そこに少し手助けができるというのは、これは行政のやるべき形で立ち位置やと思っています。

スポーツセンターの整備の充実ですとか、スポーツに打ち込む子供やその関係者を守ること、指導者を守ること、あと暑さ寒さをご自身の体調で気づきにくい高齢者をしっかり守っていくということ、あと職員の暑さ対策もしっかり考慮してそれぞれの健康を守っていくこと。全てにおいて、これは目に見える対策もあると思うんですけれども、先ほど意見を集約していくということも含めて、目に見えない対策はたくさんあると思っています。これを大きく考えたら、それこそ命と健康、暮らしを守ることにつながっていくと思っています。付け加えて、スポーツをやっている少年、少女の夢というのか、そこを諦めさせないという非常に大事なことも担っていると思っています。

これから冬真っ盛りになって、すぐまた夏がやってきます。この時期からできる対策についてしっかりと手を打ってほしいと思って今回12月に質問させていただきました。子供から高齢者まで、様々なこの暑さリスクを考える町であってほしいと思うんですが、そのあたり、町長いかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

全体的に、正垣議員から今質問があった内容については、いろいろな対策が本当に必

要だと思います。実際子供にしても、スポーツセンターであれば、先ほど平尾のほうから答弁させてもらったんですけれども、日陰が少ないというところもありますし、実際高齢者の方についても見守りの中で発見できるというところもありますので、そういうところの注意喚起は絶対必要かなと。

それと職員につきましても、夏場だけじゃなしに、今現在、冬場においても上富田町はナチュラル・ビズという、環境省のほうから出しているんですけれども、働きやすい服装で、冬場も実際、もうネクタイもしないでそういう働き方改革もやっていこうということで今は中で取り組んでいるのは事実です。

それと、先ほど正垣議員から質問があった東京タワーとかの色の出る違いがあるような建物も実際ないわけでありましてけれども、その注意喚起をするに当たっては、町内放送もちょっと僕自身は考えたこともあったんですけれども、町内放送を流せば逆にやかましいと言われるところも、地域もありますので、その辺はまた今後全体的な、子供から高齢者、また職員の暑さ対策、また冬の寒さ対策についてもいろいろ考えていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

町内放送、あ、そうや、その手があったなと今聞いて思ったんですが、やかましいと言われるということなんですけれども、これは命を守ることという大前提に立って、強い気持ちでこれをやっていくとなれば方法は考えられるのかなというふうに思っています。どのような放送がいいのかとしっかり考えていただけたらなと思っております。

最後になりますが、冒頭にも話したとおり、町民の安全はもちろん、命を守るという大前提を第一に、熱中症や暑さにより全ての方がつらい状況にならないように、準備対策により防げるものですから、ぜひ熱中症ゼロのまちを目指して行政が取組の先頭に立ってほしいと、このことを強く要望して、またそうなってくれることを期待して私の質問を終了します。

○議長（松井孝恵）

これで、6番、正垣耕平君の質問を終わります。

次の質問に入ります前に、福祉課から本日の家根谷議員の一般質問に対する答弁について訂正したいとの申出がございましたので、発言を許可いたします。

福祉課長、木村陽子君。

○福祉課長（木村陽子）

一般質問の最中に貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

本日の家根谷議員の一般質問に対する答弁中、広域保育について、「申込みは入所希望の施設のある市町に行い、入所の決定もその市町となります」と説明いたしましたが、正しくは、「入所の申込みは上富田町に行い、施設のある市町で利用調整し、その後、その市町から連絡を受けた上で上富田町が入所の可否を決定することになります」と訂正を申し出ます。

○議長（松井孝恵）

ただいま木村課長から説明のありました広域保育の発言部分について訂正することについては、会議規則第64条の規定に基づき、議長においてこれを許可いたします。

それでは、引き続き一般質問を続けます。

3番、平田美穂君。

平田君の質問は一問一答方式です。

「岡ちびっこ公園」についての質問を許可いたします。

○3番（平田美穂）

改めまして、皆様こんにちは。最後の登壇になりました平田美穂です。よろしくお願いいたします。

ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

上富田町南紀の台では、人口増加のため、新たに南紀の台公民館を来年の2月末までに建設予定となっています。大東建託が行った居住満足度調査の街の住みこちランキング2024和歌山県版で3年連続で1位となり、行政サービスや親しみやすさ、物価、家賃、防災などの評価が高く、食料品がいつでも近くで買える、生活がしやすいといった声もあり、こういうところも満足につながっているようです。

上富田町は、スポーツで培われたパワフルでエネルギッシュな行政の姿勢、そして世界遺産登録という魅力がありますが、熊野古道というと上富田町は素通りされがちです。そんな場所を観光資源にしようと体験ツアーを開くなど、上富田町に興味を持ってもらうための施策を取り、地域発展のための交流人口の拡大に力を入れているかと思います。

そして、そんな町の観光名所の一つに、岡の田中神社があります。この神社の境内は約8アールというごく小さな森で、分かりやすく言うと学校の教室の2から3部屋の広さしかなく、全体が藤で覆われていて、南方熊楠の命名の岡藤が有名です。この岡藤は南方熊楠によって学会にも報告され、有名になり、昭和31年にこの森全体が県指定天然記念物第1号として指定され、保存されています。

田中神社のすぐ横には大賀ハスのハス田があります。このような美しい名所は長年、地元の関係者の方々の大変なご努力、ご尽力によって維持管理され、地域の皆さんや他

市町村の方たちにも親しまれています。世話をしている大賀ハスを守る会のメンバーの方は、高齢化し、メンバーが少なくなっているが、楽しみにしてくれている皆さんに応えられるよう努力したい。ハスは平和の象徴とも言われるので、見て心安らいでいただけたらうれしいと話されていました。俳句を毎回募集され、写真集を出すなど、知名度も随分上がってきております。交流人口、関係人口の創出として大きな人の流れをつくっているのではないのでしょうか。

そして、今年4月1日に田中神社前に岡ちびっこ公園がオープンしました。私も見に行ってきましたが、すばらしい公園ができています。駐車スペースが広く、遊具も最新で屋根のあるベンチがあるので、子供からお年寄りまで楽しめます。また、多様な動植物と出会える場で、大賀ハスの水たまりにはオタマジャクシやメダカがあるのですくいに来る子供たちもいます。子供の姿が見えなかった岡地区でしたが、子供たちの笑い声と子供を遊ばせながら交流を求めてやってきた若いお母さん方の憩いの場所になっているようです。休みの日にはたくさんの親子連れでにぎわっています。親子で楽しめることはもちろん、異なる世代と交流できる場所ですので、この公園はその町の価値を高め、町民の生活に潤いを与え、観光で立ち寄った方にもすてきな町だなと思ってもらえる重要な施設でもあります。

そこで質問です。

岡ちびっこ公園を設置した目的についてお伺いします。

○議長（松井孝恵）

振興課長、平尾好孝君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

岡ちびっこ公園を設置した目的ということですが、岡地区を中心とした地域住民の癒やしの空間、それと子供たちの遊びと交流の空間、そういったものを提供することにより豊かな地域づくりに寄与することを目的として、令和6年4月1日に設置をしているものでございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

おっしゃるとおり目的は達成されているようですね。豊かな地域づくりにつながっているように思います。

続いての質問です。

現在の公園の状況で目的は果たしているのかお伺いします。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

毎日公園を見ているわけではございませんが、休日や平日の夕方には、ちょくちょく仕事の終わりとか土曜日とかに立ち寄って見ているわけなんです。本当に多くの小学生、それとお子さん連れのお母さん、そういった方々が遊びに来ています。また、周辺には、先ほど議員もおっしゃったように大賀ハスの田んぼやひょうたん畑、そういったものもあり、そういった作業をされている方、そういった高齢者の方も、あそこに水道も設置しましたし日よけも設置しました。そういったことで、いろんな方にとって休憩所として活用されておりますので、目的は十分達成できているかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

人気のある公園になっているので、目的は達成されているかなというふうに思います。では続いて、多くの方が訪れる岡ちびっこ公園のトイレ設置についてです。

先日、老人会の皆さんにお会いすると、岡にすばらしい公園ができた大変喜んでいました。しかし、多くの観光客が訪れる田中神社や大賀ハス、ひょうたん畑、そして、親子連れやお年寄りが利用するこの公園にトイレがないということでした。八上神社近くのトイレまで歩いてみましたが、18分かかるので間に合わないし、せっかく来ても長居することができず、すぐ帰宅したり場所を移動しなくてはならないということで、トイレの設置をぜひ質問してほしいと願望され、今日に至りました。振興課のほうにもご意見やお問合せなどがあったかと思えます。

おもてなしの心を念頭に、トイレがあることで観光に来る人も増えるのではないのでしょうか。それに、子育て世代がもっと遊びに来やすくなります。家の近くに魅力的な公園があれば、移住する上での動機の一つになり、人口減少問題に関わってくるのではないのでしょうか。快適トイレの設置は必要不可欠だと思いますが、当局のご見解をお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

多くの方々がこの岡のちびっこ公園に来ていただいております。また、そういった方々からトイレの設置をしてほしいよという声も確かに、今おっしゃったように電話でも何件か受けております。八上神社のトイレというのが一番近いんですけども、それまで約800メートル。僕も行って小学生とかいろんな人に聞きましたら、岡小学校までダッシュしてトイレに行っているとか、いろんな状況も聞いております。

新年度において、このトイレにつきましては、仮設トイレになるわけなんですけど、設置する方向で前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ご答弁ありがとうございます。

厳しい財政の中、お金お金という話でもう大変恐縮にはなりますけれども、効果的な財政運営でぜひほかの方たちの要望を実現できるようお願いしたいと思います。

公園に求められる役割が最近広がる中、子育て、環境整備の視点から社会の多様性や美しい自然保護など、公園は社会課題への確に対応できる場所としての機能があります。トイレの設置をすることで上富田町のますますの発展につながるものと考えております。今回の答弁で仮設トイレの設置という答弁をいただきました。よろしくお願いします。

続いての質問です。

看板の修復についてですが、不思議パワーに満ちているなど感じるんですが、岡ちびっこ公園は近くに田中神社や南方熊楠命名の岡藤があります。すぐ横には大賀ハス、またその横にはひょうたん畑があります。私個人的にもすごくすてきな場所だなど思っていて、もっとこの場所をたくさんの人に知っていただきたいと思いました。

公園内には上富田町のマスコットキャラクター、ひょうたんせんばいのパネル看板があちこちに飾られています。このひょうたんも公園のすぐ後ろのひょうたん畑で作られています。岡老人クラブが昭和45年頃から現代に至るまで、毎年ひょうたん作りを続けておられます。このひょうたんは上富田町のシンボルであり、岡老人クラブがひょうたん作りで内閣府より表彰されました。地元の岡小学校の児童や熊野高校の生徒らも一緒になって育て、継承する取組が始まっています。

しかし、中に入ると岡藤や大賀ハスの案内看板が劣化や損傷で見えにくくなっています。もっとアピールすることが必要だし、来場者の皆さんに分かりやすく知っていただ

くために、また、看板とともに写真を撮っていただきSNSで発信していただくためにも修繕が必要だと感じました。この美しい観光名所がさらにその価値を高め、持続可能となるよう、看板の修復は必要と考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

田中神社の森の看板、これにつきましては、南紀熊野ジオパーク推進協議会、そちらのほうで設置してくれている看板で、今おっしゃるように太陽焼けして見にくい状態になっております。これにつきましては、来年度に県のほうで張り替えてくれるということで回答をいただいておりますので、そのような対応をしたいというふうに思っております。

また、公園周辺には、今、議員さんもおっしゃったように、田中神社、岡藤、大賀ハスの田んぼ、ひょうたん畑もたくさんあります。個々に看板を作るのではなくて、公園の入り口の駐車場のフェンスのところに全体像を、全体のレイアウトが分かるような、そういったイラストの看板をつけて、公園に遊びに来た人もその奥には大賀ハス田があったりとか田中神社の森があるとかいうのが分かりやすいような、そういう看板を設置しようということで考えておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ご答弁ありがとうございます。

看板が劣化していると時代に取り残されたように、そのような景色になりますので、看板が見やすいと興味もそそられるかと思います。対応していただけるということなので、こちらのほうもよろしくお願いします。

では、最後に町長にお聞きします。

この田中神社周辺の自然はすばらしいものがありますが、今回のこの岡ちびっこ公園ができたことで、以前よりも岡の人たちの憩いの場、それから生きがいの場になっています。地域を守り、後世に伝えようという思いが強いですが、町長も何度か足を運ばれたかと思うんですが、どんな思いをお持ちでしょうか。また今後、町としてのサポートなどあればお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

私自身もこの岡の公園につきましては、一つも岡地区の中には公園がないという住民の方からの意見がありまして、それで岡の公園を造るという判断をさせていただきました。その中で実際今、僕も、平日はちょっとあんまり行けていないですけども、土日はたまに公園のほうへも行って、子供とそれとお母さんたちが来ているところでこの遊具は使いやすいですかというような話もして、物すごくいいよという話、それと、先ほど言われたようにトイレも欲しいよということも言われました。

その中で、この岡の公園につきましては、この間、岡小学校の運動会を見に行ったときに、岡の老人クラブの皆さんから町長ありがとうという声もいただきましたし、実際、町内の人だけじゃないんだというような、もう田辺のほうからもここへ遊びに来てくれている。先ほど平田議員が言われるように、地域でいろんな、お母さん方のつながりもそうですし、逆に老人クラブの高齢者の方とのつながりもできているよという大変いい声も聞かせてもらいました。

僕自身は全体的に、今後も岡のちびっこ公園についてはいろいろな施策をして、もっと地域住民、また近隣の市町の皆さんが憩える場としてやっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ご答弁ありがとうございます。住民の声を聞いてくださったということ、町長の熱い思いも聞かせていただきました。ありがとうございます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、3番、平田美穂君の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

△延 会

○議長（松井孝恵）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

これにて延会いたします。

次回は12月18日水曜日、午前9時00分となっていますので、ご参集をお願いします。

延会 午後2時20分